# 土 木 文 化 環 境 委 員 会 記 録 <第2号>

平成22年第6回沖縄県議会(12月定例会)

平成22年12月17日 (金曜日)

沖 縄 県 議 会

# 土木文化環境委員会記録<第2号>

### 開会の日時

年月日 平成22年12月17日 金曜日

開 会 午前10時5分 散 会 午後5時31分

場所

第3委員会室

# 議 題

- 1 甲第2号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 2 甲第5号議案 平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)
- 3 乙第10号議案 工事請負契約について
- 4 乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 6 乙第13号議案 違約金存否確認等請求調停事件の調停について
- 7 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第21号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 10 乙第22号議案 流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
- 11 乙第23号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について
- 12 陳情平成20年第64号の2、同第68号、同第72号、同第115号、同第133号、 同第136号、同第137号の2、同第138号、同第149号、同第152号、同第160号、 同第162号、同第183号、同第185号、同第187号、同第192号の2、同第201号 の2、同第202号の2、陳情平成21年第18号、同第24号、同第33号、同第35

号から同第37号まで、同第63号、同第74号の4、同第76号、同第90号、同第107号、同第109号、同第118号、同第119号、同第131号、同第134号、同第135号、同第140号、同第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、同第172号、同第174号の3、同第181号、同第188号、同第190号、同第191号の3、同第194号の2、陳情第3号、第42号、第48号の2、第68号から第70号まで、第85号、第91号から第93号まで、第102号、第126号、第127号、第155号、第169号の2、第170号、第173号、第177号、第186号、第191号、第203号及び第205号

- 13 閉会中継続審査(調査)について
- 14 直轄国道の維持管理の充実等を求める意見書の提出について(追加議題)

# 出 席 委 員

委員長 當 山真市 君 副委員長 照 屋 大 河 君 委 良 君 員 新 垣 俊 委 員 光 君 嶺 井 委 員 池 間 淳 君 委 新 君 員 垣 哲 司 委 員 髙 善 伸 君 嶺 委 員 嘉 陽 宗 儀 君 委 員 大 城 一 馬 君 委 平 良 昭 一 君 員 委 員 新 垣 安 弘 君 委 告 田 勝 員 廣 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文 化 環 境部 長 下 地 寛 君 十: 木 建 築 部 長 仲 文 昭 君 田 土 木 整 備 統 括 監 間 清 君 当 勝 土 木 企 普一郎 君 画 課 長 喜 瀬 参事兼技術管理課長 末 吉 健 作 君 道 路 街 路 課 長 城 淳 君 金 渞 路管 理 課 長 儀 間 君 朝節 河 川 課 長 濱 元 盛 充 君 海 岸防 災 課 長 名嘉真 稔 君 港 湾 君 課 長 神 田 豪 空 港 長 佐 君 課 伊 実 春 下 君 水 渞 課 長 宮城 光 秋 宅 課 長 盛 清 君 住 渡久山 住宅課住宅管理監 我如古 敏 雄 君 局 嗣三 君 企 業 長 宮城

**〇當山眞市委員長** ただいまから、土木文化環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案、甲第5号議案、乙第10号議案から乙第15号議案まで及び乙第 21号議案から乙第23号議案までの計11件、陳情平成20年第64号の2外69件及び 閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として文化環境部長、土木建築部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、甲第2号議案平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

〇仲田文昭土木建築部長 甲号議案につきましては、お手元の冊子、平成22年 第6回沖縄県議会(定例会)議案(その1)により、御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

甲第2号議案平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、その概要を御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出額それぞれ16億2000万円で、これに既決予算額129億2206万3000円を加えますと、改予算額145億4206万3000円となります。内容といたしましては、中部流域下水道那覇浄化センター脱水機設備増設工事に係る増額補正であります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

**○宮城光秋下水道課長** それでは、甲第2号議案平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、その概要をお手元の土木文化環境委員会説明資料で説明いたします。

1ページをお開きください。

那覇市西にある那覇浄化センターの配置図となっております。横向きでごらんください。図面の上が沈埋トンネル側、下は沖縄県自動車運転免許試験場になります。今回の補正は、図面の上の工事箇所として網かけされている部分でございます。既に建物は完成し、今回はその建物に汚泥脱水機を設置するための補正であります。

2ページをお願いします。

恐縮でございますが、今度は縦にごらんください。今回の増設は、遠心脱水機2台とこれに附属するコンベヤー及びホッパ等の設備であります。遠心脱水機とは、汚水の処理の過程で発生する汚泥を洗濯機の脱水と同じ原理で文字どおり脱水するものであります。表に汚泥の含水率の記述があります。97.3%を78.1%に脱水します。脱水された汚泥は脱水ケーキと呼んでおりますが、若干やわらかい土程度の状態になります。フロー図の右下に書かれているように、場外に搬出して民間においてコンポスト化され、有効に利用されております。なお現在、汚泥の脱水は別の汚泥処理棟において10台の脱水機で行っておりますが、逼迫していることから増設するものであります。次年度以降工事の前倒しでございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** 遠心脱水機で金を使うことになったけれど、非常に重要な設備なのに当初から入っていなかったのですか。わざわざ補正予算で組む必要があったのですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 先ほど、遠心脱水機が10台入っていると申し上げましたが、この中で若干整備が必要であるけれども、どうしてもそういうことができない。これまでもずっと要求はしておりますが、現在、宜野湾浄化センター第3系水処理施設築造工事という大型プロジェクトを抱えておりまして、なかなか予算が割けないという状況がございましたが、今回、国の経済対策で予算が確保できるということになりましたので、補正で上げさせていただきました。
- **○嘉陽宗儀委員** 補正で上げてこういう説明をするということは、別に悪いわけではないのだけれども、こういう重要な設備であれば、最初の予算要求の段階からきちんとしておくべきであって、今度補正で金があったから、どうにか間に合いますというたぐいの行政の仕方ではまずいのではないかと思うものだから聞いているけれど、なぜ最初からこれができなかったのか。
- **○宮城光秋下水道課長** 現在、遠心脱水機はかなり長い時間運転をして、状況をしのいでおります。先ほど申し上げましたように、予算の確保がなかなか難しいという部分がございまして、遠心脱水機の運転時間を長くしてしのいでいるということです。それからこれを入れますと、現在、7.1時間運転をしておりますが、5.5時間に短縮になるということです。
- **○嘉陽宗儀委員** 悪いわけではないからこれ以上は言いませんけれども、計画 の見通しをもって予算は組むべきだということだけは言っておいて、次に、汚 泥の処理について聞きたいのですけれども、今これはどういうぐあいに使って いるのですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 汚泥は民間に一結局、産業廃棄物として場外に搬出を しまして、コンポスト化、つまり肥料化してさとうきびなどの土壌改良材であ るとか、そういうものに使っております。
- ○嘉陽宗儀委員 有効活用を図っているわけですね。
- ○宮城光秋下水道課長 有効活用を図っています。

- ○嘉陽宗儀委員 まあそれもいいでしょう。次に処理水はどうですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 処理水につきましては、一部那覇市の新都心で使っております。再生水として供給しております。それから、ほかの浄化センターにつきましては、給水設備を設けまして、例えば、工事現場の散水であるとかそういうものに利用しております。
- ○嘉陽宗儀委員 中部流域下水道伊佐浜処理区-宜野湾浄化センターは、海に流しっ放しにしているのですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 中部流域下水道伊佐浜処理区-宜野湾浄化センターのほうも、給水設備がちょっとつくれないのですが、必要な方にはそういう装置 -タンクをもってこれば、再生水を提供しています。大体工事のほこりの防止のために使っているケースが多いです。
- ○嘉陽宗儀委員 せっかくろ過してきれいな水になっており、中水道としているいろなものに使えるわけでしょう。計画的な資源の有効活用ですよね。私は、前に沖縄市の沖縄こどもの国のダムに伊佐浜処理区一宜野湾浄化センターの再生水を入れて、向こうの比謝川ーどぶ水になっているものに入れれば、きれいな水として使えるのではないかと。今は、あの水は浄化槽から垂れ流して、それを嘉手納町のほうでは、これをまたろ過して我々が飲んでいるわけでしょう。下水道処理水を飲むよりは一浄化槽から流れっ放しのものよりは、こういったものを薄めて有効活用を図ると。きょうやりなさいというものではないけれど、やはり有効活用についてはちょっと検討してください。
- ○宮城光秋下水道課長 承知いたしました。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 髙嶺善伸委員。
- 〇高嶺善伸委員 土木建築部長、ちょっと考えを聞きたいのだけれど、緊急経済対策を国が補正で出しましたよね。その緊急経済対策の効果をちょっと聞きたいのだけれど、今、土木建築部は一般会計で48億円ぐらい、特別会計を含めると60億円余りの補正を組むことになりましたよね。そういう意味で、沖縄県

の緊急経済効果というものは見込めるのですか。

○仲田文昭土木建築部長 今回の予算で、一般会計、特別会計を合わせて約60 億円余りの補正予算を組まさせていただいています。これは、主に来年度の予 算として執行する予定のものとか、そういったものも含まれていますが、この 時期にやりますと、年度初めといいますか、工事が切れ間なくできるといいま すか、そういう効果があるものと認識しております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

〇仲田文昭土木建築部長 乙号議案につきましては、お手元の冊子、平成22年 第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)により、順次御説明申し上げます。 19ページをお開きください。

乙第10号議案工事請負契約について、御説明申し上げます。

本議案は、伊良部大橋橋梁整備第6期工事(上部工その5)の工事請負契約 について、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、7億2859万5000円で、契約の相手方は、オリエンタル白石株式会社沖縄営業所、株式会社丸元建設の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

- **〇金城淳道路街路課長** お手元に配付しております土木文化環境委員会説明資料に沿って、乙第10号議案について御説明いたします。
  - 1ページをお開きください。

本工事箇所の位置図と伊良部大橋の完成予想図であります。

2ページをごらんください。

赤く塗りつぶした部分が、今回新規に工事請負契約を行う工事箇所でありま

す。本工事の内容としては、上部工のセグメント製作が96個、セグメント架設 295メートルの工事でございます。

3ページをごらんください。

セグメントの製作順序などを示しております。

4ページをごらんください。

セグメントの架設と連結の流れを示しております。工事期間としては、議決の翌日から平成24年3月31日までの約460日を予定しております。本工事は、海上における橋梁上部工工事であり、高度な技術力が必要となる工事で、大型の架設けたを用いた架設工事であります。そのため、入札参加資格要件としては、代表者においては、当該工事と同種工事を元請として施工実績があり、沖縄県内に建設業法に基づく営業所がある県外のPC専業者とし、代表者以外の構成員においては、沖縄県内に建設業法に基づく本店がある特A企業と県内のPC専業者の2社共同企業体自主結成方式による構成としました。

落札者の決定に当たっては、総合評価方式を採用しており、応募のあった 6 J Vの中から入札金額と技術評価点を合わせた評価値で、オリエンタル白石株 式会社・株式会社丸元建設特定建設工事共同企業体が、 7 億2859万5000円で落 札しております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** この伊良部架橋について、これまでたびたびこういう追加工 事みたいな格好でやっていますよね。今回で何度目ですか。
- ○金城淳道路街路課長 上部工に関しましては、5回目でございます。
- **○嘉陽宗儀委員** これは当然伊良部架橋をつくる場合に、設計も施工もやっているし、当然全体的に見て工事発注をしなければならないのに、細切れみたいに発注しているわけでしょう。 5回目ということですが、こういうものは避けられないのですか。

- ○金城淳道路街路課長 いろいろ工期の問題とか予算の問題 −特に予算の問題が大きいと思います。それから、できるだけ多くの県内企業に参加させるということにもなっていると思います。
- ○嘉陽宗儀委員 この予算の問題でも、伊良部架橋全体として、無駄な公共工事として、私はこの辺については言わなかったけれども、予算全体として最初の見積もりは少なくして、どんどんふやして、かなり膨れ上がってきているような感じがするものだから、今後もそういうものは出てくるのではないかと思うんですけれども、もうこれでおしまいですか。また出てくるのですか。こういうものは、予算も今どんどん膨れ上がって膨張している。
- ○金城淳道路街路課長 この工事は新規契約の工事で……。
- **○嘉陽宗儀委員** 伊良部架橋全体の話をしている、僕は。それは当たり前、これは初めて出るものだから。こういうものは今後も出てくるのか、今後は出てこないのかと言っている。
- ○金城淳道路街路課長 変更の可能性があるかという質疑……。
- **○嘉陽宗儀委員** 今5回目というから、今後そういうものは出てこないでしょうねと言っている。
- **○金城淳道路街路課長** 新規に一また来年度も工事の発注は予定はしております。土木文化環境委員会説明資料の2ページの橋の図で白く塗ったところがありますけれども、この部分についてはまだ未発注でございます。
- ○嘉陽宗儀委員 そうすると、この未発注-残りの白い部分のものは、全部また今後も出てくるという意味ですか。
- ○金城淳道路街路課長 はい、そのとおりです。
- **○嘉陽宗儀委員** 池間淳委員もいるから、それ以上は言わない。しかし、何度 も何度も同じような審査をするようなものではやはりまずいから、できるだけ 当初からやはり計画して、予算についても、今は基地との引きかえで要求すれ

ば出てくるはずよ。だから、やはり当初から見通しをきちっと持って、事業計画を図るべきだと思います。それから、こういう県の公共工事は、100%県内業者に発注すべきだということで、土木文化環境委員会でもかなりこれまでもずっと議論していますけれども、それで本土の企業がJVとして出てきていますけれども、高度な技術が必要だということで、県内業者ではできなかったということでいいですか。

- **〇金城淳道路街路課長** この工事につきましては、特殊な工法になっておりまして、やむを得ず J V ということになっております。
- **○嘉陽宗儀委員** これね、沖縄総合事務局、内閣府のほうに前の土木委員会が要請しに行ったときにも、前はトンネルと上部工については、県内業者は技術的に多少落ちていたので無理だったかもしれないけれど、今は那覇市の沈埋トンネル以外は、県内業者はみんな優秀になりましたので十分対応できますという返事をもらっていたのですけれども、政府一内閣府の県内業者に対する評価よりは、直接指導しなければならない県の土木建築部のほうの見方は、県内業者はまだ技術的に劣っているという認識なのですね。
- ○仲田文昭土木建築部長 委員のおっしゃっていることは、これまでは確かにトンネルについては、本土復帰した当初は、やはり県内企業の技術もまだ育っていなかったので、本土企業とのJV方式でやりました。於茂登トンネルもたしかそのJV方式でやったと思います。その後は、今帰仁村のトンネルであるとか、県道、沖縄本島北部で主にトンネル工事が多いのですが、それにつきましては、県内業者も力をつけてまいりましたので、最近は県の発注工事につきましては、トンネルにつきましては一大きい識名トンネルはちょっと特殊でありまして、トンネルの中でも都市部のトンネルということで、今は一般的には山岳トンネルーヤンバルのトンネルについては、県内業者で全部対応しております。今回の件につきましては、これはPC工事の橋梁でございまして、PC工事につきましては県内での市場といいますか、工事が少ないということがありまして、PC工事につきましては、やはり全国的に市場を持った技術ートンネルの中でまだちょっと難しいところがあるものですから、今の段階で県内業者がこれを単独でやるということにつきましては、残念ながらまだそこまでは育っていないという状況であります。
- ○嘉陽宗儀委員 本人たちは大丈夫だと言うけれども、発注する側がだめだと

言うので、もうこれ以上は言いませんけれども、しかし、少なくとも振興事業費は、本土復帰してから10何兆円あったけれど、全部還流をして沖縄県に落ちない、沖縄県のためといいながら、実際上はこういう公共工事で吸い取られてしまって、沖縄県に金が落ちないような仕組みを皆さん方自身がやはり食いとめなければだめですよ。だからそういう意味では、この土木業者の皆さん方とみんなで懇親したときでも、自分たちは十分対応できますからできるだけさせてくださいというのが、我々委員会に対する要望なので、それを今後の問題としてやはり十分に聞いてーできるだけ県内業者が $\mathbf{J}$   $\mathbf{V}$  を組むならわかるけれども、やはり沖縄県のために使われる予算を本土に還流するような仕組みは、皆さん方もちょっと今後は考えてくださいよ。

- ○仲田文昭土木建築部長 大まかなことを話ししましたけれども、PC工事の中でも小さいやつ、短いやつにつきましては、県内で沖縄ピーシー株式会社というものがございまして、そちらのほうで今施工している実例もあります。委員のおっしゃるとおり、なるたけ橋梁につきましても、県内の業者が対応できるようなタイプを設計の段階から考えるとか、そういった方法は私どもは検討してやっていきたいと考えております。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 高嶺善伸委員。
- ○髙嶺善伸委員 ちょっと教えてください。何社ぐらいの入札になりましたか。
- ○金城淳道路街路課長 応募したのは、6 J V でございます。
- ○髙嶺善伸委員 これは、総合評価方式による入札ですか。
- **〇金城淳道路街路課長** はい。高度な技術を有しますので、総合評価方式でやっております。
- ○高嶺善伸委員 ちなみに、この6 J V のうち、今回の契約の相手方は、最低価格の入札者ですか。それとも、何番目ぐらいの業者ですか。
- ○金城淳道路街路課長 低入札を除くと1番でございます。低入札のJVもありましたものですから、低入札を含めると5番目でございます。

- **○高嶺善伸委員** 通常、入札に付するときには、最低制限価格があるということは公表してから入札に入るんですよね。それでも、やはり低入札業者が出てくるのですか。
- 〇仲田文昭土木建築部長 やはり工事入札については、それぞれの会社の事情 といいますか、考え方で見積もりをするわけですから、積算するわけですから、 我々の総合評価としては、低入札調査基準価格、最低制限価格を下回ることも あります。
- ○高嶺善伸委員 それで、例えば7億円ぐらいの契約金額の工事、入札保証金 を提示しますよね。今回6社というものは、どういう状況で入札保証金は示さ れたのですか。
- **○喜瀬普一郎土木企画課長** これは一般競争入札になりますので、基本的には 入札保証金というものを取りますが、多くの企業の場合は、保険会社との契約 で保険証を出してもらっていると。そしてまた、実績が過去2回の同種の工事 で履行が完全になされているといった場合には、入札保証金は免除になってい ますので、こういった形で現在はやっております。指名競争入札の場合は、す べて免除という形で運用しております。
- ○高嶺善伸委員 今回、6 J V が総合評価で入札しましたので、6 J V は保険会社との入札保証契約証書を出したのか、それとも別の方法をとったのか、6 J V の入札保証金の提示の仕方を教えてくださいということですよ。
- **○喜瀬普一郎土木企画課長** 今回、入札に参加した企業は、資格要件の中で一般的に免除されていると思いますけれども、個別の 6 J V のものにつきましては、ちょっとこちらに資料を持ち合わせておりませんので、また調べまして御報告させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
- ○高嶺善伸委員 おかしいじゃない。私は入札保証金について、日ごろからちょっと疑問を持っているのだが、共同企業体を組むのは、そのときそのときなんですよ。企業体としては、過去の実績はないわけですよ。だから、入札保証金の免除の対象にはならないと思って、ではどういう形で入札保証金を皆さんは提示してもらって審査するのかということを聞きたいわけだから、それを今

聞いているわけですよ。今、議案を審査するのに、入札保証金を取ったか取らなかったかの資料も持ち合わせていないと言う。これは財務規則違反ですよ。ちゃんと説明してください。特定建設工事共同企業体だから、構成員ではなく共同企業体としての実績はないのだから、沖縄県財務規則第100条第2項第2号の入札保証金減免の対象にはならないんですよ。だから、構成員である企業ごとにそういう入札保証金の減免を想定しているのか、共同企業体としての減免を考えているのかというのは別ですよ。それは、皆さんはこの共同企業体からは入札保証金を取っていないと言っているのと同じだよ。それをちょっと確認しようと思って今質疑していますが、はっきりしてください。もらっていないならもらっていないで結構ですよ。

O喜瀬普一郎土木企画課長 今我々の入札保証金の取り扱いとしましては、一応こういった形で規定しているものがございます。特定 J V の構成員としての実績は、特定 J V の代表者であった場合は、請負金額全額を実績対象金額とするということで、代表構成員の実績を J V の実績という形で、それをもとにして、入札保証金を免除したりするということをやっております。

**○髙嶺善伸委員** 皆さんは、沖縄県財務規則で入札保証金を決めているわけですが、この項目を見ると、JVの場合はどうするかということは書かれていませんよ。

**○喜瀬普一郎土木企画課長** この工事が、特定JVの代表構成員でできるもであるかは、工事を完成することができる能力を有しているかということで、いわゆるJV全体のその能力の問題として扱って、今このような運用をしております。

○高嶺善伸委員 沖縄県財務規則以外にも皆さんの規則はあるのですか。この沖縄県財務規則第100条第2項第2号で入札保証金が減免できる場合の条件というものは、限られているんですよ。限られている財務規則の中で、皆さんは一度しかない共同企業体を対象に入札させるときに、入札保証金を取らないということは、どの規定に該当するのかと私は見ているんだけれども。財務規則にない運用で減免ができるということは聞いたことがないですね。これは、地方自治法施行令にも違反するということになりますよ、財務規則に定めていなかったら。知事が決裁した特別の取り扱い要領があるなら出してください。

O喜瀬普一郎土木企画課長 今 6 J V 社のすべては、免除という形でやっております。免除条件に合致していますのでやっていますけれども、ただ特定 J V を免除するかという規定については、確かにございませんけれども、ただ入札保証金の基本的な考え方が、先ほども申し上げましたけれども、この工事をその業者がやり遂げることができるかどうかということで、入札保証金を免除するかどうかを決めてございますので、その大方を負担する J V の代表構成員の実力について、判断しているということで今やっております。

○**髙嶺善伸委員** 皆さんは、入札参加資格審査などは、厳格に客観的な審査も 主観的事項も含めて、実績や施工能力やいろいろな社会的評価も含めて審査す るでしょう。そういう皆さんが、厳密な審査を経て登録した業者が、一般競争 入札するときには、みんな入札保証金を取れる財務規則があるんですよ。その 中で、減免できる業者もいるわけですよ。ところが、減免できない業者もいて、 この入札に参加するための保証金を工面するのに苦労しているんですよ。そう いう県が審査をして登録した業者が、一般競争入札するときには入札保証金を 持ってこいと言って、これだけの大きな工事で、皆さんが言っている業者に履 行する能力があるかどうかという主観的な判断で、入札保証金は取らないと使 い分けるということは、私には考えられない。今回、地方自治法施行令違反と 財務規則違反というのは、私は大きいと思っているのですよ。だからゼネコン であったり、本土の業者であったら大丈夫だから入札保証金は要らないと、こ のように言っているように思えるんですよ、私は。だからJVを組むなら組む で、きちっとした責任を今後とってもらわないといけないわけだから、そのと きのJVなのだからね、皆さんの主観的な判断でやってはいけないわけですよ。 これが最初なのだから、実績があるわけではないんですよ。土木建築部長、こ れはね、沖縄県財務規則で皆さんは縛られているのだから、財務規則があるか らできるものとできないものがあるんですよ。財務規則にないものを、皆さん は運用上やっているということになると、行政の規則の許容範囲というものは、 歯どめもきかなくなるのではないですか。私は、この意味で財務規則違反、地 方自治法施行令違反でしょうと。違反だったら違反で、是正する方法を今後は 考えてもらわないといけないものですから、それを確認しているわけですよ。

**○喜瀬普一郎土木企画課長** 今髙嶺委員がおっしゃった件は大切なことだと思いますので、財務規則に反しているかどうか、その辺につきましては、土木建築部の中では判断しかねますので、改めて財務当局のほうと確認させていただきたいと思います。従来は、J V につきましてはこういう形でやってきてはお

ります。

○髙嶺善伸委員 従来、JVに関する入札保証金が入れられずに、そのまま入 札し契約に至っているということは非常に残念です。今後の問題もありますの で、今度沖縄県財務規則の運用の是非をめぐっては、次回の土木文化環境委員 会で皆さんの結論をお聞きしたいと思います。それを前提にし、今出先機関に 1億5000万円までの契約を権限委譲していますよね。ほとんど今、5000万円以 上の工事は一般競争入札しているのだが、工事量が少なくて受注件数が少ない 2回はとっていないという業者は多いですよ。だから、入札保証金の免除の 規定に合わないので、入札したいなら入札保証金を入れなさいと、それを入れ なければ入札させませんと皆さんは言っているんですよ。大きな実績のある企 業が入札しようと思ったら、保証金は取らない。しかし、入札保証金を積むの にも資金繰りをしながら一しかし皆さんが登録した優良な企業でありながら、 実績は少ないので入札保証金を入れなさいと、そう使い分ける。これは、私は 県民いじめだと思う。だから、今度沖縄県財務規則を見直すなり検討をして、 受注機会が少なくても優良な企業でぜひ入札したいという業者のために、皆さ んが登録してある優良な企業なのだから、入札保証金の免除の枠を広げて、そ ういうJVで参加する業者も、一般競争入札で入ってくる業者にも免除の対象 を広げて運用できるように、沖縄県財務規則を変えるべきではないですか。土 木建築部長、どうですか。

**〇仲田文昭土木建築部長** 委員から御指摘のあるとおり、免除する条件の緩和につきましては、工事量が今全体的に少なくなっていることは確かでございますので、この時代といいますか、この時期に合ったものになっているかどうか、そういった趣旨をよく吟味しながら、入札保証金の免除について財務担当のところと調整していきたいと思います。

○髙嶺善伸委員 最後に、地方自治法施行令第167条の5でも、地方自治体の長は、いろいろな資格を定めることができるようになっているし、沖縄県財務規則でも契約を数回以上にわたって締結し、という表現にはなっているのだけれど、皆さんの厳格な登録審査の基準からすれば、施工能力を持っていますよ。また、特に出先機関の長は、実態もよくわかります。そういうことで、ぜひ次回の土木文化環境委員会にはもう一度聞きますので、沖縄県財務規則の改正も含めて、できるだけ県内の業者が一般競争入札に参加する機会を拡大できるように、配慮をお願いしたいと思います。これはもう要望しておきますので、そ

のような段取りを次回の土木文化環境委員会までにお願いしたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案及び乙第12号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての2件は内容が関連することから、一括して審査を行いますので御協力をお願いします。

ただいまの議案2件について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

〇仲田文昭土木建築部長 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の20ページから21ページの乙第11号議案及び乙第12号議案について、御説明申し上げます。

両議案とも、工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議 決を求めるものであります。

当該工事は、宮古島と伊良部島間の海上部に建設する伊良部大橋橋梁整備工事であり、上部工工事2件でございます。

20ページをお開きください。

乙第11号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年第1回沖縄県議会乙第27号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。伊良部大橋橋梁整備第5期工事(主航路部上部工その1)の契約金額17億3985万円を3843万円増額し、17億7828万円と変更するものであります。

次に、21ページをお開きください。

乙第12号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年第1回沖縄県議会乙第29号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。伊良部大橋橋梁整備第5期工事(主航路部上部工その3)の契約金額13億305万円を3906万円増額し、13億4211万円に変更するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○金城淳道路街路課長 次に、乙第11号議案と乙第12号議案について、御説明 します。

先ほどの土木文化環境委員会説明資料の2ページをごらんください。

主航路部のブルーの塗りつぶしを赤枠で囲った箇所が、今回請負契約の一部を変更する工事箇所であります。工事は、両方とも延長140メートルの鋼床版箱けた橋の工事であります。

5ページをお開きください。

上部工の変更理由を示しております。今回変更の理由は、工事入札後に出された国土交通省通達-平成21年12月25日によるものですが、赤で示している鋼床版部について、最少部材厚の基準が12ミリメートルから16ミリメートルに見直されたためであり、その鋼材の材料費と制作費用がふえたためであります。

なお、今回の変更工事箇所に挟まれた中央径間部の工事については、橋長が長く、最小部材厚が当初から16ミリメートルとなっているため変更の必要はありません。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案及び乙第12号議案の2件に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### ○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案の2件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案違約金存否確認等請求調停事件の調停について、審査を 行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の22ページをお開きください。

乙第13号議案違約金存否確認等請求調停事件の調停について、御説明申し上 げます。

本議案は、独占禁止法違反事案に係る県の損害賠償請求に対して、申し立て のあった調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の 規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○喜瀬普一郎土木企画課長 乙第13号議案違約金存否確認等請求調停事件の調 停について、御説明申し上げます。本議案は、去る6月定例会及び9月定例会 において議決いただきました調停案とその基本的合意内容を同じくするもので あります。これまでの経緯と概要を御説明申し上げます。本議案に係る調停の 申立人は、特A企業の2社でございます。以下、申立人と言います。申立人は、 平成15年度に県発注工事を単独でそれぞれ1件ずつ受注しておりますが、平成 18年3月29日、公正取引委員会がこの受注した工事において談合があったとし て、排除措置命令及び課徴金納付命令を下しております。このことを受けて、 県は平成21年3月23日に、申立人に対して談合行為に係る違約金として、請負 契約金額の10%に相当する金額を請求いたしました。この件の違約金請求に対 しまして、申立人は平成22年8月17日、那覇簡易裁判所に調停を申し立てて、 県と調停協議を行ってきたところでございます。そこで、平成22年10月27日、 那覇簡易裁判所調停委員会が調停案を今回提示したものでございます。県とい たしましては、当該調停案が6月定例会及び9月定例会の2件の調停案件と基 本的合意内容を同じくすることから、これを受け入れることとし、調停合意に 必要な議会の議決を求めるものでございます。今回の調停案の基本的合意内容 でございますけれども、主に3点に整理してございます。1つ目に、申立人は 県に対して、談合したことに基づく賠償金として、請負契約金額の5%に相当 する金額の支払い義務を負う。2つ目に、県は申立人に対して本件支払義務に 基づく債権以外の請求を放棄する。3つ目に、県は賠償金の納付について、各 企業の財務状況に応じて、5年以内の分割納付を認める、となっております。

お手元の平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)をごらんいただけますでしょうか。

22ページをお開きください。

今、説明申し上げました具体的議案でございます。事件名が、那覇簡易裁判 所平成22年(1)の第209号となってございます。申立人の名称と所在地がご ざいます。1つ目の会社は、沖縄市室川2丁目の株式会社チップインプロジェクト、これは談合当時は株式会社根路銘工務店と呼んでおりました。2つ目の会社が、うるま市字赤道の株式会社和宇慶組でございます。両者は、ともに当時建築の特A企業でございました。

次に、23ページ、24ページが調停内容となっております。

その基本的合意事項は今御説明申し上げたとおりでございます。

次に、25ページの別表2をごらんいただきたいと思います。

別表2のほうには、申立人がそれぞれ県に支払うべき具体的賠償金額が記載されてございます。株式会社チップインプロジェクトが約1100万円、株式会社和宇慶組が約1000万円となっております。これは減額後の金額でございます。

概要説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** まず、地方自治法第96条第1項の規定というのですが、これには、こういう調停の場合には議会の議決を得なければならないと書いていますか。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 地方自治法第96条第1項第12号に該当するものと 理解しております。
- **○嘉陽宗儀委員** この泡瀬干潟の裁判のときには、私はこれを主張して議会の議決を得るべきだと言ってやりましたけれども、皆さん方は必要がないと押し切っていたけれども、やはり都合が悪かったよね。イエスかノーかでいいよ。これで議論すると、前は都合がいいときは絶対認めないでよ。僕はやるべきという立場だよ。皆さん方は、都合がいい場合にやらないでもいいように押し通そうとするから問題だと。まあいいです。意地悪はこれぐらいにして、6月定例会でも一応は減免やりましたよね。これは、我々はいいということで決まっていますけれども、減免された後の納付というものは、今実際上やられていま

すか。

- **○喜瀬普一郎土木企画課長** 調停合意の内容に基づきまして、調停が終了した 各企業からは納付計画書というものをとっておりまして、その計画書を今整理 し、各部局でそれぞれ請求の準備をしているところでございます。
- **○嘉陽宗儀委員** その調停で中身が決まって、皆さん方が支払い計画書を出させて、それに基づいて一応順調に支払っているということで理解していいですか。
- **〇喜瀬普一郎土木企画課長** 調停内容によると、平成23年3月31日が第1回の 支払い期限となっておりますので、それまでに支払うという形で業者のほうと は調整してございます。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 吉田勝廣委員。
- **○吉田勝廣委員** まだこういう事件は、今からも出そうですか。もう終わりですか。各社、各社とも5%で、もう調停案は大体決まっている。裁判所でもやる必要がなくて、ただアンシェ5%だからもう調停しなくても自分たちでできると。また、今からもこういうものが各会社から、調停案が裁判所に出る可能性はあるのですか。まだたくさんあるのですか。よくわからないけれど、そのたびにこのように議論するのですか。
- **〇喜瀬普一郎土木企画課長** 我々が請求対象としています企業で、調停に参加 していない企業がまだ残っておりまして、14社ございます。
- ○吉田勝廣委員 そうすると、あと14社が裁判所にまた提出するわけだね。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 その可能性はございます。
- **〇吉田勝廣委員** だから、我々の考え方としては、調停を申し出てからしか我々は議決しないから、必ず裁判所に提出するわけだ、ある意味では。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 そういうことになると思います。

- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 髙嶺善伸委員。
- ○高嶺善伸委員 先日、資料請求したものが配付されておりましたので、きちっと概要がまとまって見ることができてよかったと思っています。建設談合にかかわる賠償請求事案の調停状況等の調べについて、少し補足説明をお願いしたいと思います。請求対象全企業が176社で、そのうち特A企業が125社、A企業が51社ということで、トータルの数字が出されております。その未処理企業という一特A企業の9社、A企業の7社というものは、これから調停の対象になるということで考えてよろしいですか。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 今、髙嶺委員がお持ちの資料は特A企業が9社、A企業が7社になっていると思いますけれども、今回の特A企業の2社が消えてまいりますので、特A企業が7社、A企業が7社ということになっております。それで、先ほど吉田委員にも御説明申し上げましたけれども、この14社につきましては、また我々も説得をいたしますけれども、再度また裁判に調停に出てくる可能性はございます。
- ○高嶺善伸委員 残りのこの14社、つまり特A企業の7社が、調停に今のところまだ応じていない理由は何ですか。調停を申し出ないのはなぜですか。
- **○喜瀬普一郎土木企画課長** 具体的に直接は聞いてはいませんけれども、我々が現在調べたところ、あちこちの情報をかき集めますと、調停いわゆる支払いそのものに反対する企業がございます。そして、その他多いのは清算手続中の企業、それから廃業した企業とかそういったものがあるということです。
- ○高嶺善伸委員 そこで、既に破産等の企業が11社-特A企業が出ていますけれども、特A企業が破産した場合の構成企業というものは、調停に参加できておらず、和解の条件が適用されていなければ、引き続き賠償金を支払う義務がまだ残っているのですか。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 今回、特A企業が減免され、それからA企業が請求を受けないということは、調停の内容のものでございますので、調停に参加していない企業につきましては、我々は当初請負契約書の内容のとおり、請求

する形にはなると思います。

- ○高嶺善伸委員 みんな、どのように年を越すかという心配をしている中で、 チャンピオンの特A企業が和解調停を申請しないために、自分たちの賠償責任 がどうなるかという結論がつかないままというのはかわいそうですね。そうい う意味では、破産企業と構成企業及び未処理企業—まだ特A企業が和解を申請 しないという場合の企業等の救済については、皆さんは今後どのような対応を 予定していますか。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 今委員のおっしゃった内容に該当する企業が、知事部局ではA企業2社が残っておりますけれども、これにつきましては、その2社の親である特A企業が調停に参加しないということにしておりますので、我々としても弁護士と相談して、どのように対応しようかということを考えております。この調停の全体としての基本的な考え方、趣旨がございますので、その趣旨をどのように生かすことができるかということを弁護士と今、相談中でございます。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**〇當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。 次に、乙第14号議案指定管理者の指定について審査を行います。 ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭十木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の26ページをお開きください。

乙第14号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、金武湾港宇堅海 浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社T・K企画を候補者として選定しております。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

**〇名嘉真稔海岸防災課長** それではお手元にお配りしております土木文化環境 委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開きください。

施設名称は金武湾港宇堅海浜公園、位置につきましてはうるま市宇堅となっ ております。施設の整備期間につきましては、平成2年度から平成17年度まで ということになっております。設置目的につきましては、沖縄本島中部地域の 活性化と産業の振興に寄与するという形で整備を進めております。施設の概要 ですが、駐車場252台、砂浜の延長が450メートル、それから主な施設といたし ましては、中央更衣室棟、それから南側の更衣室棟、休憩所等となっておりま す。これまでの指定管理者の指定状況なのですが、第1期につきましては、平 成17年4月1日から平成20年3月31日まで、これにつきましては、うるま市が 管理者となっております。第2期につきましては、平成20年4月1日から平成 23年3月31日までということで、特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会が 指定を受けております。それから、募集から選考までの経緯なのですが、8月 26日に第1回の指定管理者制度運用委員会を開催しております。その中で、募 集要項及び審査基準等について審議をいただきました。それから募集等を行い まして、11月10日に第2回の指定管理者制度運用委員会を開催いたしまして、 プレゼンテーションそれから採点を行っております。広報活動につきましては、 こちらのほうで記載している内容となっております。指定管理者制度運用委員 会の委員につきましては、前回の7名から4名に変更をしておりまして、現在 の委員は、こちらに記載されているメンバーとなっております。選考結果です けれども、4委員の合計点400点満点の256点となっております。

2ページをお開きください。

新たな指定管理者の候補者について、法人名が株式会社T・K企画、業務内容につきましては、マリンレジャー業全般、不動産業全般となっておりますが、詳細の中身につきましては、別添の資料で、登記事項の内容の資料ー現在事項全部証明書をつけております。こちらの資料を御確認いただきたいと思います。この中の会社成立の年月日が平成20年4月17日、目的の欄を見ていただきたいのですが、6番のマリンレジャー及びイベントの企画、運営、それから29番の施設等の委託運営、管理業務全般、それから30番の船舶事業全般、31番の海上での安全にかかわる業務全般という内容に基づきまして、指定管理者に参加をしている状況となっております。新たな指定管理者の期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。 御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** この指定管理者の指定状況で、1期目はうるま市、2期目は特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会ですよね。今回、このうるま市と金武湾を蘇生させる会は、入札には参加したのですか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 両者とも参加はしておりません。
- ○嘉陽宗儀委員 参加していない理由は明らかになっていますか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 明確に文章等で回答を得たわけではございませんが、口頭での確認におきましては、特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会につきましては、台風等の気象による影響が非常に大きいという点を考慮して、今回は参加をしていないこととなっております。それから、うるま市につきましては、前回から既に参加をしていないという状況にあります。
- **○嘉陽宗儀委員** ちなみに、ここの管理費用というものは幾らかかっているのですか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 管理費用のみという数字の収支は行っていませんが、支出全般にいたしますと、平成21年度が1400万円程度となっております。
- ○嘉陽宗儀委員 この財源は。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 収入につきましては、入場者からの駐車料金、それからシャワー料金、さらに指定管理者独自の自主事業 売店やバーベキュー等の自主事業、そういったもろもろの収入を管理費用に充てているということに

なっております。

- **○嘉陽宗儀委員** この株式会社T・K企画の現在事項全部証明書を見ているのですけれども、個人企業になっているのですか。法人になっているけれども、中身を見たら役員が何もないけれど。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 一応、登記簿上は法人企業ということになっておりまして、役員は1人になっております。それから、従業員につきましては9名と伺っております。
- ○嘉陽宗儀委員 この現在事項全部証明書を見てみると、商号が株式会社T・ K企画、普通は株式会社の場合は代表1人だけではないですよ。普通は、役員 会がないといけないわけだから。理事会が開かれて、議決事項を運営する場合 には議決もしないといけないわけだけれども、そういう法的要件から株式会社 であれば、そういう議決要件の場合でも、理事会でちゃんと諮るとか何とかあ るはずだけれども、この中身はどういう運営になっているのですか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 詳細な運営の形態につきましてまだ確認はしておりませんが、取締役会の設置をしていない会社ということになろうかと思います。
- **○嘉陽宗儀委員** そうすると、普通でいう株式会社の要件は備えていないということで理解していいですか。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 会社法の詳細については、ちょっと確認をしておりませんが、株式会社の形態の中にも取締役が代表のみという会社も存在すると理解しております。
- ○嘉陽宗儀委員 今回のこの指定管理者の募集に参加するに当たって、会社の議事録というものはあるのですか。役員会の議決事項になっていますか。私は、どう理解しているのか、どう解釈しているのかを聞いているのではなくて、具体的な事実はどうなのかと聞いているわけで、会社の目的を見てもいろいろな仕事をやっているでしょう。不動産業から貸金業からいろいろなことやっているものだから、大丈夫かなという気になって僕は今聞いているわけですよね。だから役員で、少なくとも会社で、今度こういう県の指定管理者の募集があるから参加しようと、向こうでしっかりしているものですということでやはり見

せないと。これを見たらわからないから、この現在事項全部証明書を見たら個人会社だなと、いろいろ幅広い事業をしているんだなと、これは大丈夫かなと思うのは当たり前よ。皆さん方が出した資料では、なかなか信用しにくいだけの話です。

- **○名嘉真稔海岸防災課長** その株式会社の株主の総会等のデータというものはちょっと確認をしておりませんが、実はこの会社につきましては、ことしの指定管理者のもとで、宇堅海浜公園におけるマリンレジャー業の下請として入っているという実情がありまして、現管理者のもとで、そのビーチの運営等についてかかわっているという実績がございますので、それなりの担保はとられているものと理解はしております。
- ○嘉陽宗儀委員 この会社成立の年月日を見ても、まだ2年余りしかならないという一非常に誕生間もない会社ですよね。だから、それでこの資料がなかったらわからないけれど、この資料を見たらやばいのではないかという気持ちになっているわけですよね。思うのはいいのだけれども、どう思いますという答弁は自由だけれども、しかし県議会だから、事実はこうですということで、確たるものを言わないと。私はどう思っていますかというのは聞いていないのだから。事実はどうですかという質疑をしているのだから、どうするのですか、これは。立派な会社だとあなたが思うのは自由だけれど。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 信用ができるか否かということにつきましては、私どものほうでも判断しかねるところではございますが、指定管理者制度運用委員会の中で、その件につきましては、1社ということがございましたものですから、内容について本当に大丈夫かということで、同委員会が終わりまして、プレゼンテーション等の採点が終わった後に、4委員で協議を行いました。その中で、その業者については大丈夫であろうという判断をいただきまして、今の答申をいただいております。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 池間淳委員。
- ○池間淳委員 指定管理者の件については、当初は県が管理する施設を指定管理者が管理することについては、後で不満は出てこないのかなという議論もあったのですが、そういうところはないのですか。ここを含めて、土木建築部が

管理しているところについてはどうですか。

- ○仲田文昭土木建築部長 土木建築部の指定管理につきましては、今県営住宅、 それから公園、ビーチ関係-主にマリーナもありますけれども、その後につい ては、利用者のほうからの苦情等というものは、以前と変わらない状況だと。 特段、指定管理者になったから悪くなったとか、そういうことは今のところは 聞いておりません。
- ○池間淳委員 この指定管理者の経営については、入場料、シャワー料金など必要なものを取って一これは県が取るわけですよね。県が取って管理費を出すわけですよね。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 金武湾港宇堅海浜公園も中城湾港安座真海浜公園もそうなのですが、指定管理者の制度といたしましては、指定管理者が駐車場料金とシャワー料金を徴収して、彼らの経営の中の経費に充てるというものになっております。したがいまして、私どものほうからも経費等は一切出しておりません。その経費で、維持管理費を賄うという形態をとっております。
- ○池間淳委員 管理費は、ここを含めて全部出さないのですか。
- 〇仲田文昭土木建築部長 管理料については2つの形態がございまして、金武 湾港宇堅海浜公園のように使用料を徴収して、その中から管理運営に充てると いうものと、公園がそうなのですが、年間の管理料というものが決められてお りまして、それを県のほうから指定管理者のほうに払うと、その中でやってい くというやり方の2種類があります。
- ○池間淳委員 ここは、この売り上げ一入場料、シャワー料など、そういうことで管理をさせているということですが、例えば、不満はないのかと聞いたのは、この議案とは関連がないのですが、管理費というようなことで聞かせてもらうのですが、宜野湾港マリーナに、例えばいろいろな事業を向こうでは展開しているのですが、燃料について市販よりは、値段は1リッター当たり15円くらい高いのではないかということで、非常に不満があるんですよ。何でそうなっているのかなと思っているのですが、向こうには給油施設もあるんですよね。あるけれども、一般に売買されている燃料よりは15円くらい高いそうですね。これは、御存じですか。

- **〇仲田文昭土木建築部長** 宜野湾港マリーナの給油の関係については、ちょっと関係する課もいませんので、私のほうでは把握しておりません。ちょっと調べて報告したいと思います。
- ○池間淳委員 もしそうだったら、その件はどう思いますか。そうであってはいけないんですよね。
- **〇仲田文昭土木建築部長** ここから買わなくてはいけないということになっているのか、それともほかのところから自由に買ってもいいことになっているのかどうか、そのマリーナの中で、こういう給油を事業として認めているのかどうか、その辺もあるかと思いますので、その中身を詳しく調べてから報告したいと思います。
- ○池間淳委員 だから、きれいに県が施設をつくって管理もさせているわけですよ。そこで買わなくてもいいということにはならないのではないですか。わざわざ施設をつくって、ここでどうぞこれを利用してやってくれというーそうでなければ、どこから買ってもいいよということであれば、金をかけてつくる必要はないんですよ。土木建築部長、そうでしょう、どこから買ってもいいということであれば。
- **〇仲田文昭土木建築部長** その辺の詳しいことは、私は把握しておりませんので、後ほどちょっと答えさせていただきたいと思います。
- ○池間淳委員 この件については、これとは関係ないのですが、そういうところがあるので、これはせっかくいい施設をつくって管理させて、市販より高いとか、いろいろな商売があるでしょうから、そういうところはやはり不満なんですよ。これは、不満としての声を聞いておりますので、そういうことがないように、是正することができれば是正していくように、ぜひやってもらいたいと思います。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 事実関係を調べまして、やはりそういう利用者からの苦情については、事情を聞いて管理者と適切に対応していきたいと思います。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

- **〇照屋大河委員** もう一度確認させていただきたいのですが、今回の応募につては1社だったということでよろしいでしょうか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** そのとおりでございます。
- **○照屋大河委員** 1期、2期と今回で3期目になるのですが、それぞれに管理者がかわって、特に今回の選考結果については、400点満点の256点という点数 − 先ほどの説明では1社しかなかったから、指定管理者制度運用委員会で協議をしたということですが、選考の結果に対する点数、入札ではないのですが、最低ランクとか、そういう線引きはありますか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 最低ラインの線引きはございません。
- ○照屋大河委員 指定管理者制度そのものが、沖縄県行財政改革プランの中でやられるはずですが、民間に管理を委託する、指定管理者を委託するに当たって、施設の持つ魅力とか、駐車料金とかシャワー代とか、一切管理費を上げていないということなんですけれど、既に民間企業の原理からすれば、収益が上がらなければ、どんどんかわっていくだろうし、次の議案に出てくる指定管理者のものと比較すれば、南城市の管理から今度は南城市観光協会がやるということで、指定管理の制度自体、少し検討していく、これだけの金をかけて施設をつくって、せっかく市民が集えるところであるけれど、民間に指定管理をさせ、その民間に利益が上がらなければ、なかなか応募も出てこない。あるいは、点数も下がっていくということであれば、利用する人たちは不安でありますよね。そういう意味で、指定管理に当たるかどうかというーその管理費を出すということも含めて、その制度のあり方を検討していくべきではないかと思うが、いかがですか。
- 〇仲田文昭土木建築部長 指定管理者については、原則的に3年管理でありまして、金武湾港宇堅海浜公園はこれで3期目になります。スタートしたばかりですから、制度のあり方については、改善すべきところは改善していくということ、そういう視点でやっていきたいと思っています。ここのビーチにつきましては、前回は特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会でありましたが、その辺の新しい事業ということで、経営のノウハウといいますか、その辺がちょ

っと不足していたのではないかと思っています。今回の改正は、前の特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会のもとで専門的にやっておりますので、それなりのノウハウは持っているから参加したことと思います。点数はちょっと低いということで、若干不安はあるのですが、その辺は手を挙げているところは積極的にというか、なるべく指定管理者のほうにもっていく方向ですので、そうさせていただいたということでございます。

○照屋大河委員 土木建築部長、3期目なんですよ。最初はうるま市がやったんですよ、1期目は。かわって、また3期目の今回も企業がかわる。先ほど言ったように、うるま市もだめだと、運営はできないと、そういうことで2期目は応募していないということなんですよね。今回は下請だったということでありますが、もともとの2期目の指定管理者は参加していないと、下請のほうに投げてしまっていると。そういう意味で、先ほどの点数も含めて、指定管理者制度のあり方、やはり県も管理することに対して、財政的に行財政改革の流れで指定管理者制度というものはあるかもしれませんが、点数の線引きもないということで、利用する人たちは非常に不安が出てくると思うんです。そういう意味では、2期目ということではなく3期目なので、しっかり制度のあり方、施設の現状や周辺の環境も含めて、指定管理者に管理させるのがいいのかどうか、あるいはしっかり県がちゃんと管理するのがいいのかどうかということも含めて、今回は1社しかないという現状ですので、早急に検討していただきたいことを改めて申し上げますが、いかがですか。

**〇仲田文昭土木建築部長** 指定管理者につきましては、まず原則として民間活力を導入しようということが基本にありまして、ただし施設によって内容はいろいろ違ってくると思います。収益について、民間の活力やノウハウが生かせる施設とそうではない施設、今後は出てくるのではないかということが予想されます。その辺は見きわめて、直接指定管理者には向かないという施設であれば、管理者である県が直接引き取って、従来の管理方法というものも今後出てくるかと思いますので、経過を見て判断していきたいと思っております。

**○照屋大河委員** ぜひ検討してください。そこで改めて聞きますが、伺いますが、この6年間−1期、2期の間に、水難事故というものがビーチでありますよね。何度か聞いてはいるのですが、その現状について伺います。

○名嘉真稔海岸防災課長 この指定管理者の期間−6年間のデータは手元にな

いのですが、平成21年度に水難事故が、金武湾港宇堅海浜公園については2件 ございます。2歳と5歳の子供ということになっておりまして、これは監視員 が救助いたしまして、救急車で運びまして無事安全に命を取りとめたというこ とであります。

- **○照屋大河委員** 結果、命に別状はなかったということでありますが、命にかかわるビーチですのでーそういう場所です。さっき言った選考結果の点数も含めて、先ほど嘉陽委員からあった会社の形態も含めて、命が失われかねないビーチ、施設ということもあって、最初に冒頭申し上げた指定管理者のあり方ですね、しっかり検討していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。この水難事故が起こった場合の管理責任というものは、指定管理者にあるのですか。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 例えば、極端な話ですが、死亡したとかという話になりますと、保険につきましては、指定管理者が入ることになっております。ですから、人命に対する補償等については、指定管理者が行うという形になっております。
- **〇照屋大河委員** この選考の中身の中に、その保険が払われるかという確認は しっかりできているわけですか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 募集要項の中で、こういう規定がございます。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の27ページをお開きください。

乙第15号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、中城湾港安座真 海浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

中城湾港安座真海浜公園の指定管理者については、沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、一般社団法人南城市観光協会を候補者として選定しております。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

**〇名嘉真稔海岸防災課長** それでは引き続き、乙第15号議案指定管理者の指定 についての説明資料を御確認いただきたいと思います。

1ページをお開きください。

施設名称が中城湾港安座真海浜公園、施設の位置は南城市知念字安座真となっております。施設の整備期間、設置目的等については、金武湾港宇堅海浜公園と同様となっております。それから施設概要ですが、こちらのほうにつきましては、駐車場が335台、砂浜延長が460メートルとなっております。主な施設といたしましては、管理事務所棟、それから中央更衣室棟、東側更衣室棟、東屋等となっております。これまでの指定管理者の指定状況なのですが、第1期、第2期ともに南城市が行っております。募集から選考までの経緯ですけれども、8月26日に第1回指定管理者制度運用委員会を開催いたしまして、募集を行いまして、11月10日に第2回の指定管理者制度運用委員会を開催し、候補者を選定しております。選考結果につきましては、4委員の合計が400点満点の363点となっております。それから、新たな指定管理者の候補者なのですが、一般社団法人南城市観光協会となっております。詳細につきましては、先ほどと同じように、現在事項全部証明書を御確認いただきたいと思います。新たな指定管理期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっております。以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

- ○嶺井光委員 点数が400点満点のうち363点、いい点数だと思っておりますけれども、次点は何点だったかちょっと教えられますか。
- ○名嘉真稔海岸防災課長 次点が328点となっております。
- ○嶺井光委員 5法人が参加してこの点差、実はこれはもともと旧知念村の時代にできて、県が整備して旧知念村が管理してきた経緯があるんですよね。旧知念村の時代にかなり財政投資もしているんですよ。そういうものが、選考制度の中で、点数として反映されているのかどうかを確認したいのですけれど、どうですか。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 指定管理者としてずっと継続して行っているということについては、指定管理者制度運用委員会の中で、それなりに委員に対する認識が非常に高くなると理解しておりますが、具体的に点数に差をつけるような体制はとっておりません。
- ○嶺井光委員 これは、ほかの箇所とは違う事情があるはずなんですよ。県の皆さんはよく知っていると思います。そういう意味では、地元が投資したという面は一観光協会に移っておりますけれど、ある意味、自治体の関連団体としてやっているわけですから、こういう財産を移譲してあるんですよ。そういう意味では、管理するに適切な事業体だという評価があるべきだと思うんですよ。全く加味されないということは、これはちょっとおかしいと思いますよ。今後のために指摘をしておきたいんですけれど、どうですか。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 今御指摘の話につきましては、指定管理者の選定に当たる基本的な部分であろうかと思います。指定管理者を選定する際に、民間企業の活力を導入するという立場で選定を行っているという部分がございますので、その点について、今私どものほうで、この部分のみの判断というわけではなくて、指定管理者制度の選定全体の問題として、今の分については担当部署と少し相談してみたいと考えております。
- ○嶺井光委員 先ほど照屋委員からもあったように、制度そのものに対する県の主観を持つべきだと思うんですよ。例えば、ちょっと前の入札制度の問題と絡みますけれど、総合評価方式をやりますよね。企業そのものを皆さんが評点を出しますよね。こういうものにも、この企業体が適切な事業者であるかどう

かというものは、まず皆さんがある程度評価をすべきだと思うんですよ。そういう意味で、この南城市の一今は一般社団法人南城市観光協会ですけれども、 その事業体がどういうレベルの事業体なのかという評価をすべきだと思うんで すよ。そういう視点からの指摘なんですが、どうですか。

**○名嘉真稔海岸防災課長** 今の御質疑につきましては、一般社団法人南城市観光協会そのものがどういう組織体なのかということかと思いますが、当該観光協会につきましては、新たに5月に設立された組織ではございますけれども、南城市の政治的な判断が実はこの設立に当たってはございまして、南城市としましては、南城市内の観光施設一帯を、すべてこの観光協会に委託するという方針を持っております。したがいまして、理事のメンバーの中にも、南城市の関係者が大分入っておりますし、それから農業協同組合関係の団体とかお隣の知念海洋レジャーセンターのメンバーも入っております。そういった関係で、非常にすばらしい組織であろうと理解をしております。

○仲田文昭土木建築部長 補足しますと、南城市は旧知念村のときに幾らかこちらに設備投資されていると、それをどう評価するかということだと思います。それにつきましては、指定管理者全体に共通することなんですが、やはり民間が設備投資しにくいー3カ年で設備投資しにくいということがあります。3カ年たって回収できるのか、できないので思い切った投資ができない。それで、今5年くらいに延ばしてくれないかと一最低ですね、そうすれば自分たちの投資も5年間で何とか回収できる一やりたいと、そういうものがあります。ですから、それをどう評価するかということについては、1つの方法として、指定管理者へ次に応募するときに、自分はこういう施設があって、これを安くできます、こういう事業を展開できますとか、こういうアピールをする、また計画書の中に盛り込む、これは適正に評価してあげるとか、そういうことがまず考えられるのではないかと考えております。それ以外について、設備投資されたものをどう評価するという方法は、今後の課題といいますか、この辺は検討する余地があるのではないかと思っております。

○嶺井光委員 いずれにしても、設備投資だけに限らず、今説明があったこういうことを主として取り組んでいる団体ですから、観光全体を頑張ってもらうという思いがあるわけですから、やはり地域の観光そのもの、あるいは施設を有効に活用するという意味では、こういうところに管理してもらうというような流れをつくるということも大事だと思うんですよ。さっきの金武湾港宇堅海

浜公園の事例だと、応募は1件しかない。そういうことで、ある意味で心配な要素もあるのではないかということを考えると、指定管理者にふさわしい企業体であるかどうかという基準は、一応持っておくべきだと。1社しかないからここでいいやということではいかないのではないかと言いたいんですよ。そこら辺を含めて、先ほど指摘のあった制度そのものの中で検討していただきたいと思っています。もう一つ、管理料は出ていないわけですけれども一出ていないんですよね。あれだけの広大な面の管理、かなり経費もかかると言われているんですよ。そこら辺は制度の見直しとか、改革の中で管理料を幾らか出していくということは考えられないですか。

- **○名嘉真稔海岸防災課長** 当初の募集をする段階で、利用料金制という制度を とっておりますので、現時点ではそういう意識は持っておりませんが、経営状態が非常に厳しいと、その施設を管理する経費も出ないような状態がずっと続くようであれば、それなりの判断をせざるを得ないのではないかと考えております。
- ○嶺井光委員 指定管理者制度に移行したということで、ある意味で県の財政 負担というものは軽くなったという現実はあると思うんですよね。それでも、 あれだけの広大な面の管理というものは、ある程度の責任の一端を持つべきで はないかと考えているものですから、これからの検討課題にしてほしいという ことを申し上げて終わります。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 嘉陽宗儀委員。
- **○嘉陽宗儀委員** これも現在事項全部証明書を見ての質疑になりますけれど も、12項目にわたる事業が書いてありますけれども、こういう事業実績という ものは、皆さん方は報告を受けていますか。実績はあるのですか。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 当該法人につきましては、ことしの5月に設立されたばかりで、実績等についてはございません。
- **○嘉陽宗儀委員** 普通こういうものに参加する場合には、皆さん方が評価する場合でも、きちんとうまくやれる団体かどうかというものは、実績でしか見ないと思うんだけれども、ここは実績も何もない。ただ、法人成立年月日を見れ

ば、これは指定管理者制度を受けるために一指定を受けるために、急いで一般 社団法人を立ち上げたんだなというぐあいに考えられるわけですよね。私が思 うのは自由だからね。そういうぐあいに思われるのだけれども、僕が思うので すよ。思わないでくれと嶺井委員は言うけれど、この事実はどうなんですか。

- **○名嘉真稔海岸防災課長** 実績につきましては、先ほどお話ししましたように、ことし5月以降ですので、1年単位での実績はございませんけれども、既に事業に着手している部分ですね、それにつきましては何件かあります。内容としましては、民泊事業の推進とか、体験交流施設の有効活用とかいった面で、実際に既に事業に着手をしていると。さらに、組織の性質といたしまして、事務局長は南城市の職員が出向していると、さらに管理委託経費としまして、南城市から1000万円程度の補助金を受けているという事情もございますので、組織体としてはしっかりしているのではないかと考えております。
- **○嘉陽宗儀委員** ちゃんと責任ある人の名前も全部出ているし、有名人も結構いるから信頼はできるかなという思いはするけれど、ただ組織的な問題ですからね。きちんとやられるかどうかというものが気になるんですけれども、これは出向しているということですけれども、南城市とこことの関係、業務上の提携とか、ちゃんと規定のようなものはあるのですか。
- **○名嘉真稔海岸防災課長** 今手元に関係を証明するというものはございませんが、役員の中に監事が2名おりますけれども、監事の當山達美氏は南城市の会計責任者になっております。もう一方の屋比久勉氏も、南城市商工会の監事となっております。それから、理事の仲宗根正昭氏は、南城市の総務企画部長という肩書をお持ちの方です。
- **○嘉陽宗儀委員** だから、僕はメンバーを見たらいい人たちがそろっているからなということを最初に言ったでしょう。ただ問題は、個人で参加しているのか、南城市としてちゃんとした派遣のような形になっているのか、よくわからないからね。そういう組織的な提携について、何か規定上明確になっているものがあるのですかと聞いているんです。
- **〇名嘉真稔海岸防災課長** 確認をしておりません。
- ○嘉陽宗儀委員 では確認しておいて。終わり。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

午後0時0分休憩午後1時21分再開

○當山眞市委員長 再開いたします。

次に、乙第21号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う 負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の36ページをお開きください。

乙第21号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金 の徴収について、御説明申し上げます。

本議案は、県が大宜味村にかわって行う特定環境保全公共下水道の終末処理場の建設工事に要する経費の一部を大宜味村に負担させるため、過疎地域自立促進特別措置法第15条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。負担額は、当該年度の事業費から国庫補助金額及び県の負担額を控除した748万円であります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

**○宮城光秋下水道課長** それでは乙第21号議案、大宜味村特定環境保全公共下 水道事業、いわゆる特環の県代行事業について、その概要を説明いたします。

お手元の説明資料の表紙をめくっていただきますと、右上に写真つきの資料 がございますのでごらんください。

本事業は、塩屋湾外海埋立地に特定環境保全公共下水道を県が大宜味村にかわって設置するものであります。右上が埋立地の航空写真でございます。写真

の右側が那覇市方面でございます。本事業は、過疎地域自立促進特別措置法第15条の規定に基づき、平成18年度からは県の代行事業として事業を実施しております。県の代行範囲は幹線管渠等でございますが、今回は終末処理場のみでございます。幹線以外の埋設配管等につきましては、村の単独事業でございます。また、県代行事業として実施しますと、補助率のかさ上げがございまして、今年度のかさ上げは19%となっております。なお、過疎地域自立促進特別措置法につきましては、もともと本年の3月までの時限立法でございましたが、平成28年3月まで延長になっております。

全体計画は下の表のとおりでございまして、表の上から3行目に示すとおり、 県の代行年度は平成18年度から平成22年度--たん中止をしまして、水量の増加後に平成26年度に設備の増設をすることになっております。

次のページをお願いします。

中ほどが現在の状況の写真、下が埋立地の平面図であります。上は今年度の大宜味村負担が748万円と県の730万円の負担についての表であります。同額となっていない理由は、起債の額が10万円単位となっており、その差額については、沖縄県と大宜味村の協定により大宜味村負担とすることとなっているためでございます。今回の負担額については、大宜味村長より同意を得ております。なお、終末処理場につきましては、来年の2月に供用開始の予定で、周辺に

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

は現在、村営住宅、診療所が建設中であります。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

- ○吉田勝廣委員 ちょっとわからないところをいろいろ教えてください。これは、過疎地域自立促進特別措置法でやっておりますけれども一時限立法ですが、また6年間延長したと書いてありますから、これは国の方針だろうけれども、もしこれが切れたり継続しなかった場合、大体どういう状況になるのですか。
- ○宮城光秋下水道課長 これは、過疎地域自立促進特別措置法に基づいてやっ

ているわけですが、ただことし3月に時限立法は延ばされておりますけれども、 もし仮に延びなかったらどうするかという御質疑だと思いますけれども、これ も国土交通省の意見としては、何らかの措置をしたいと考えていると聞いてお ります。

- **〇吉田勝廣委員** というのは、平成17年度から始まって平成22年度で切れるわけだから、大体予測すると、その期間でできない可能性が高いということがあるわけですよ。それを皆さんが代行して、終わったあとは大宜味村がこれを管理するわけですか。
- **〇宮城光秋下水道課長** そのとおりでございます。
- **〇吉田勝廣委員** 今は村営団地をつくったりしているけれども、そうしてくると、完成した後でやる一例えば平成26年度に工事をするということはどういうことですか。さっきも説明したけれども、もうちょっと詳しくお願いします。
- **○宮城光秋下水道課長** 1日最大300トンの処理能力を持っておりますが、今回は平成22年度までに半分だけを設置する予定です。その後、水量が伸びまして、それを確認して平成26年度にもう一度、あと半分を増設するということでございます。
- 〇吉田勝廣委員 そうすると、今の処理場は半分の150トンの処理しかないというわけですか。300トンの処理施設をつくっておいて、稼動は150トンでやるということなのか。
- **○宮城光秋下水道課長** 軀体ですね。いわゆるコンクリートの構造物につきましては、全体を築造します。その中の設備につきまして半分だけ整備し、あとの半分は平成26年度に増設をするということです。
- **〇吉田勝廣委員** それは、そこに住宅が建たないので、要するに住宅というものはすぐ建つわけではないですよね。そういう意味から、費用対効果の面から考えて、いわゆる住宅をつくることによって汚水量の増加が見込まれるので、平成26年度にまたもう一度やりましょうという感じですか。
- ○宮城光秋下水道課長 おっしゃるとおりです。

- **〇吉田勝廣委員** そうすると僕が思うのは、次は恐らく大宜味村も、今下水道の整備状況-これは村だからいわゆる集落排水を使ったりしていると思うんだけれども、これは埋め立てをするときからの約束事だったんでしょうか。
- **〇宮城光秋下水道課長** 埋め立ての申請書にその旨が書かれております。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 平良昭一委員。
- ○平良昭一委員 計画処理人口が250人ということになっておりますけれども、これだけ広大な面積を埋め立てているわけですから、当然こんなものではないと思うんですよね。その辺、将来的な展望というものはどうなっていますか。
- **○宮城光秋下水道課長** 250人と申しますのは、そこに定住している方のみでありまして、それからそのほかに役場とか中学校とかそういうものが入る予定になっておりまして、その分は含まれておりません。ただ、処理的には流量的には当然考慮されております。
- ○平良昭一委員 将来的に、公的な機関が入ってきてもそれだけで十分に足りるという-この300トンで足りるということですか。
- ○宮城光秋下水道課長 そのとおりです。
- **〇平良昭一委員** 埋立部分だけではなくて、その国道を挟んでの集落がありますよね。そこから接続をするということも、将来的には考えていますか。
- **○宮城光秋下水道課長** 大宜味村塩屋集落のことだと思いますが、そこのほうは農業集落排水として現在、私どもの汚水再生ちゅら水プランというものがございますが、その中で計画されております。
- ○平良昭一委員 先ほど、半分稼動させると、施設はつくっていつでも対応できるような状況にして、半分を動かすというような説明でありましたけれども、こういうことは可能なんですか。

- **○宮城光秋下水道課長** 通常、コンクリートの軀体を先につくり 例えば入れ物を先につくりまして、中にいろいろ設備がございます。今回、膜というものを設置する予定なのですが、それをそのまま使わないで放置しておくというのは、やはり機能上好ましくないということもありまして、その軀体はつくりますが、中身の設備は入れないと、これは平成26年度に設置するということです。
- **〇平良昭一委員** いわゆる浄化槽ポンプとか施設がいろいろありますよね。それはまだ入れないで、半分を入れて稼動するという形で理解していいのかな。
- ○宮城光秋下水道課長 そのとおりです。
- ○平良昭一委員 いろいろ下水道が入っている地域で聞くと、この維持管理費にかなりのコストがかかって、市町村単独でやっているところはかなりの負担がかかってきているような状況で、耐用年数も20年と言われていて、取りかえやオーバーホールするために何十億円もかかると。これで、かなりの財源を使って下水道を入れたがゆえに、一般財源からの持ち出しが出てきているというような事例がかなりあるんですよ。その辺、こういう状況になり得る可能性はないですか、この下水道への接続が余り進まない場合には。
- **○宮城光秋下水道課長** たしか下水道事業の特性として、先行投資型ということで、ある程度の自治体の負担はあろうかと思います。私どもが今取り組んでいるのは、なかなか接続が進まないという事情がございますので、接続について非常に懸命に頑張っているというところです。今回、大宜味村につきましては、すべて下水道処理区域ですので、法的に浄化槽の設置はできません。できませんので、開発が進めば、そのまま全部が下水道につながるということであります。ただ、ことしから来年度にかけまして、維持管理費はやはりその中ではちょっと賄えないという状況はあります。140万円ほどことしは予定しておりますが、なかなかそれは賄えないということはございます。
- ○平良昭一委員 計画されているような状況の接続ができなかった場合、当然維持管理の問題─要するに集金するわけですよね。それができなかった場合には、当然村あたりが負担しないといけなくなるわけですよね。その辺、財政を圧迫する可能性はないのですか。
- **〇宮城光秋下水道課長** 今埋立地につきましては、下水道法あるいは建築基準

法で、下水道での水洗トイレしか設置は認められておりません。ですから、確 実につながりますが、ただやはりそれでも賄えないという部分がございますの で、これは村としての負担が出てまいります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について の議決内容の一部変更について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭十木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の37ページをお開きください。

乙第22号議案流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決 内容の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、流域下水道により利益を受ける関係市町村に対し、その建設事業に要する費用の一部を負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

中城湾流域下水道事業の全体計画を見直したことにより、計画汚水量が変更になったため、関連市町村の建設負担金の負担率を改定するものであります。

**〇宮城光秋下水道課長** それでは、乙第22号議案流域下水道の建設事業執行に 伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について、その内容をお手元

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

の土木文化環境委員会説明資料で説明いたします。

1ページをお開きください。

県で実施している流域下水道の計画図でございます。赤で囲まれた部分が中部流域、緑が中城湾南部流域、青が今回の議案になっている中城湾流域でございます。流域下水道は、御承知のように複数の市町村にまたがる下水道のことでございまして、下水道法で県がこれを実施することになっております。

2ページをお願いいたします。

建設負担金とは、流域下水道により利益を受ける市町村が、建設に係る費用の一部を負担していただくもので、各市町村の計画汚水量比で計算されるものであります。負担金の仕組みは、表に示されているとおり、県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することになります。

3ページをお願いいたします。

市町村の負担は、国庫補助金の裏負担の半分でありますが、されにそれに計画汚水量に応じた各市町村の負担率をかけて負担金を算定いたします。今回の見直しで、流域の3市村とも水量の増加があります。負担率については、沖縄市が1.69ポイントの減で、うるま市が1.65ポイントの増となっております。

なお、この建設負担金については、中部流域が平成20年度に、中城湾南部流域が平成21年度に議会の議決を経て変更になっておりまして、一連の変更は今回で完了することとなります。3市村からの同意もいただいております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** この公共下水道については、沖縄市の皆さん方は流域下水道で処理するのですけれども、その各家庭への接続状況というものはつかんでいますか。
- **○宮城光秋下水道課長** 沖縄市の接続状況でございますが、沖縄市は中部流域下水道伊佐浜処理区と中城湾流域下水道具志川処理区にまたがっておりまして、沖縄市の接続率、いわゆる水洗化率でございますが81.4%、これは平成22年3月現在でございます。現在、議案になっている中城湾流域下水道具志川処理区でございますが、69.1%となっております。
- ○嘉陽宗儀委員 一応、公共下水道の布設も大体やられているから、全部つながないといけないと思うんですけれども、やはりまだつないでいないところが結構あるんですね。特に69.1%という低い接続率は、沖縄市泡瀬地域のもので

すよね。

- **○宮城光秋下水道課長** 今申し上げましたのは、具志川処理区にかかわる沖縄市の部分でございまして、沖縄市泡瀬地域の接続率ではございません。
- ○嘉陽宗儀委員 泡瀬地域ではないとなると、どこの地域ですか。
- **〇宮城光秋下水道課長** 具志川処理区のすべてということです。
- **○嘉陽宗儀委員** この1ページの資料を見たら、すべてではなくて地図を見たら下のほうだよね。中城流域下水道具志川処理区は、うるま市、勝連方面、沖縄市の東部地域ですよ。
- **○宮城光秋下水道課長** 泡瀬地区ということですが、集落ごとで沖縄市比屋根が70.7%、与儀が66.2%、泡瀬が77.3%でございます。これはちょっと古い資料で恐縮ですが、平成20年3月31日現在でございます。
- ○嘉陽宗儀委員 特に、地域名で言えば、いわゆる泡瀬3区という泡瀬5丁目、6丁目かな、あそこなど、海の潮が満ちてくるときに向こうに流れているものだから、夏になったら浄化槽が非常に臭いわけ。だから、せっかく環境整備のために公共下水道を整備しているけれども、各家庭がなかなかつないでくれなくて、そのまま家庭にある浄化槽から海のほうに出ていって、特に潮の引きの悪い場合に一夏場などというのはやはり悪臭がするし、これは法的に問題でしょう。公共下水道が布設されているけれども、まだ浄化槽管理でもきちっとしていないために、環境上も悪臭を放っているというーそういう苦情があるわけだから、これはちょっと調査をして、沖縄市とタイアップして皆さん方はせっかく流域下水道をやっているし接続率も上げないと、費用から言ってもな。今は下水道関係も大変でしょう、皆さん方のほうは。だから、せっかく皆さん方が処理するのだから、その処理率を全部高めて、経営的にもうまくいくようにしないといけないと思うんですがね。だから、要望だけしておくけれど、やはり調べてちゃんとやるように指導してください。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 吉田勝廣委員。

- 〇吉田勝廣委員 説明資料の中に、国庫補助率4分の3とか3分の2とあるけれども、この補助率の違いは何ですか。4分の3になったり、3分の2になったりしているけれど。
- **○宮城光秋下水道課長** 4分の3補助につきましては、浄化センターの処理施設になります。3分の2補助につきましては、浄化センターもございますが、ポンプ設備とか、要するに水を送るための設備ということであります。
- ○吉田勝廣委員 浄化槽センターをつくるのが4分の3補助で、管を敷くのが 3分の2補助ですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 3分の2補助は、管も含めまして水を送るための整備です。
- ○吉田勝廣委員 3分の2補助のところをもう一度説明してくれませんか。
- **〇宮城光秋下水道課長** 場外にポンプ場とかございますが、それとその配管、ポンプ場-終末処理場の浄化センターの中にも実はポンプ場がございまして、その整備も3分の2補助ということです。
- 〇吉田勝廣委員 4分の3補助と3分の2補助の場合、施設つくる費用はどこが高いですか。つまり処理場の整備に100万円かかったとしたら、水を送り出すほうの3分の2の補助は60万円ですか、80万円ですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 浄化センターは非常に大きいー県のほうとしましては、4分の3の高率補助のほうが非常に高い金額でございまして、3分の2補助のほうは実はほぼ終わっております。
- 〇吉田勝廣委員 そうすると、僕は数字はよくわからないけれども、国庫補助率が例えば70%、3分の2補助とすると、市町村の負担分は15%になりますね。全体を100とすると、市町村負担分は15、県負担分は15と理解していいですか。
- **○宮城光秋下水道課長** 裏負担が100万円ですと、県、市町村とも50万円ずつということでございます。

〇吉田勝廣委員 そうすると、ちょっと振り返るけれど、裏負担が100万円という状況の中では、市町村の持ち出しは約15%という形になるな。例えば、農業集落排水、これも大体12%持つのですよね。市町村は、これを高率補助と言っているわけです。そうすると、公共下水道もそう変わりはないと。集落排水は皆さんがつくってくれるわけだから、そういうことになるのかな。どうですか。

**○宮城光秋下水道課長** 集落排水事業、それから先ほど大宜味村のほうで特定環境保全公共下水道の説明をしましたが、いずれも採択要件がございまして、何でもできるということではございません。確かに、集落排水事業は87.5%ー県補助も入れまして87.5%の補助率がございまして、実はどちらもできるという区域もございまして、そういう場合は大体集落排水事業をやるということが多いわけです。

**〇吉田勝廣委員** それはわかりますよ。それはわかっている話だから、そうい うことをすると、例えば集落排水ー各浄水場を各部落ごとにたくさんつくるわ けだ。宜野座村は、六、七ぐらいあって、それを管理するのは大変なことだよ ね。だから、大宜味村塩屋もそれをつくろうとしているわけだ。それで、たま たまそこはめどがあってーさっき国が補助金を出して県がやるという埋立申請 の話をしていましたよね。埋立申請の中で、そういう議論があったということ を言っていたわけだから。そうすると、僕が今言わんとするところは、集落排 水事業ももちろん条件がある。農業集落排水だから、農業が幾らあってこうこ うだからといっても、その条件はわかる。だから僕が言っているのは、町村の 負担が余りにも大き過ぎるのではないかということを言っている。例えば、補 助率は高いと我々は認識していたのだけれども、今これからすると、そんなに 変わりないねと。変わりがなければ、沖縄本島北部-例えば恩納村を見てもよ くわかりますよ、あんなに長細いところでね。宜野座村もたくさんある。我が ほうも、今つくろうとしているわけです。そうすると、財政の負担が大変なこ とになるわけよ。また離島も大変でしょう。だから、そこのところを、やはり 県全体で1つの離島振興策であるから、そういう公共下水道とか集落排水は、 どこかでやはり整合性をとってやらないと、町村の負担が余りにも大き過ぎる のではないかなと。たくさん持つのよ、これ。宜野座村も設備が7つぐらいあ るよ。この管理費を出すのは大変なことになるわけ。そこのところを、沖縄県 が将来構想の中でどうしていくのかということを僕たちは前に言ったでしょ う。そこのところを僕はよく考えていただきたいなと思う。下水道課長、どう

ですか。いい知恵はないかね。

**○宮城光秋下水道課長** 貴重な御意見でございまして、ちょっと承っておきたいと思いますが、ただ非常に広大な敷地というのもございますので、なるべく効率的に事業が実施できるようにということで、今私どものほうで汚水再生ちゅら水プランというものをつくって、連携するということをしております。

○吉田勝廣委員 やはり町村は非常にお金がない。しかし、皆さんがやってい るこの流域下水道ね、これは各市町村一まあ市だよね、ある意味で大きいとこ ろ、ある意味では財政が豊かなところは。余り比べると大変だけれども、財政 的には。それでがちっとやってくれる。そうすると、田舎に行くと町村はしか も広い、国頭村なんかも広い、恩納村も広い、大変広いのよ。たくさんつくら ないといけない。しかし、補助率は大体一緒だとすると、今度はその負担ーイ ンフラストラクチャー整備というか管理費がまた大きい。5年、10年たったら、 また自分たちでやらないといけない。もちろん補助金も出てくるでしょう。そ このところを汚水再生ちゅら水プランということでやるのであったら、本当に 連携プレーして、知恵を出し合ってーその終末処理場の処理もあるでしょう。 さっき言った汚泥も金がかかりますよ。ということは、汚泥処理施設はうるま 市石川にもっていって、そこでも金を取られるわけだよ。だから7つもあると、 7つの施設は同時進行でいくものだから、金がかかってしようがないと。だか ら、そのところをやはり何らかの形で考えていかないと、我が沖縄県はちょっ と大変だなといつも思っているわけですよ。僕は何回もそれをしゃべっている のだけれど、いい知恵を出してくれないわけだ。ウンジュー下水道課長のとき にいい知恵を出してくれないかね。

○仲田文昭土木建築部長 もう以前から、吉田委員と平良委員のほうから宿題的な提案をしていただいています。この下水道の管理運営については、非常に大きな課題といいますか、また個々の事情、経営状況とかそういったものを調べて、また全県的にどうしたらいいかということは、ちょっと私どもの将来の一建設だけではなくて、管理運営の面でどういった課題があるかということをちょっと勉強、研究させていただきたいと思います。

**〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 照屋大河委員。

- **〇照屋大河委員** うるま市のほうで負担率が上がっていますが、説明をいただけますか。
- **○宮城光秋下水道課長** 国立社会保障人口問題研究所とかありましたけれど も、実際はうるま市のほうも北側のジャスコのあたりで、かなり面積がふえて おります。それプラス人口の関係も今回見直しておりますので、それでふえて いるということです。
- ○照屋大河委員 計画図から見ると、中城湾流域下水道のうるま市部分は、旧 具志川市と与勝半島という範囲になりますか。
- **○宮城光秋下水道課長** これは合併前に、流域下水道に参加していた方をそのままーこれは現在の状況がそういうことでありまして、市町村会とかそういう意味ではなくて、道路で厳密にここは下水道処理区域ですよと、そこは違いますという取り組みをしております。開発が進めば、その部分を入れたりということは当然考えていきます。
- ○照屋大河委員 埋め立て等ではなくて、今うるま市地域でいえば、与勝地域の離島を除く部分については、さっきこの3回目の工事が最後だという説明を聞いたような覚えがあるのですが、大体整備しているわけですか、離島を除いた部分であれば。
- **○宮城光秋下水道課長** この全体計画というものは、ちょいちょい見直すということではなくて、ある程度はこの建設負担金に影響するものですから、実は10年程度で見直しをしております。それで、その後に、例えば開発が進むといった場合は、また協議をして当然その分はこの流域下水道の区域に入れていくという作業をしております。これが絶対だということではございません。
- **〇照屋大河委員** 先ほど沖縄市のほうがありましたが、うるま市部分についての接続率というものはどうですか。
- **〇宮城光秋下水道課長** うるま市のほうは旧石川市が含まれておりますが、その流域下水道の区域は、旧具志川市につきましては66.2%です。ちなみに旧石川市につきましては95.8%です。

## ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に 関する基本計画の変更に対する知事の意見について、審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の39ページをお開きください。

乙第23号議案国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する 基本計画の変更に対する知事の意見について、御説明申し上げます。

漢那ダム及び億首ダムは国直轄において建設が行われる特定多目的ダムでありますが、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、基本計画の変更について、国土交通大臣から知事の意見を求められており、同項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

漢那ダム及び億首ダムの基本計画は、特定多目的ダム法第4条第1項に基づき、平成5年3月29日建設省告示第1001号により告示がなされておりますが、 米軍返還合意に関する調整に長期間を要したことから、基本計画に定める工期 を変更するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせていただきます。

○濱元盛充河川課長 乙第23号議案の説明資料に基づきまして、基本計画の変 更内容等について説明いたします。

お手元の資料の1枚目をお開きください。

この図面の上側が漢那ダム、図面の下側が億首ダムとなってございます。北側が漢那ダム、南側が億首ダムですが、本日は南側の億首ダム建設事業の概要について御説明いたします。億首ダムは、沖縄東部河川総合開発事業の一環としまして、金武町にある県企業局管理の水道用水専用の金武ダムを再開発しまして、洪水調節及び既得用水や河川維持用水の安定化等並びに水道用水及びかんがい用水の供給を目的としまして、国直轄で建設する多目的ダムでございます。現計画では、この表にございますとおり、総事業費が850億円で、工期が

平成5年度から平成23年度までとなっておりますが、米軍基地の返還関連で長期間を要しまして、平成23年度までに事業を完了することが困難になったことから、工期の終期を平成23年度から平成25年度に変更するものでございます。 工期変更の理由について、御説明いたします。

次のページをお開きください。

下の億首ダム建設新旧比較工程表をごらんいただきたいと思いますが、この 表は横方向が時間軸になってございまして、縦方向が項目として整理してござ います。紫色の帯、これが当初の計画でございまして、赤帯で表示した部分が 変更計画となっております。当初計画、紫帯の部分を見ていただきまして、当 初計画の予定を御説明申し上げますと、平成12年度末に米軍基地の一部返還申 請を行いまして、平成13年度に返還合意を得て、その後工事用道路、付帯工事、 本体工事と順に行いまして、当初計画では平成21年度に本体工事を完了しまし て、試験湛水を経て、平成23年度に事業完了予定としていたところでございま すが、米軍基地の返還合意に関する調整に時間を要しまして、返還合意が得ら れたのが、赤帯の①と書いてある部分、下の後ろのほうに書いてございますが、 平成18年7月、当初の計画より約4年間、不測の期間を要しまして、本体工事 に着手できたのが、結果として4年おくれの平成20年度末になったものでござ います。本来でしたら4年のおくれになるのですが、その後本体工事に当たり ましては、工期の短縮等を目的としまして打設計画を変更しまして、当初予定 では5カ年ほどかかる予定でございましたが、2年半に短縮しまして、この② の部分でございますが、この部分を打設計画の変更で短縮しまして、平成23年 度中旬までには完了する計画になっているということでございます。米軍基地 返還合意に要した不測の期間と打設計画の変更による工期短縮の相殺結果とし て、事業期間の終期が当初計画の平成23年度から平成25年度になるものでござ います。以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

**〇吉田勝廣委員** かかわってきましたから、ちょっと説明をお願いしたいと思

います。一番最後のページーこの建設に要する費用の額に1000分の464を乗じて得た額とか1000分の666を乗じて得た額とかありますけれども、この理由を ちょっと説明してくれませんか。

- ○濱元盛充河川課長 御説明いたします。建設費用の負担割合につきましては、 定められた方式によりまして算定してございまして、身がわり建設とか妥当投 資額とかという特別な算定式がございますが、その中で河川、かんがい、水道 に関して、それぞれの費用負担額を計算しまして、億首ダムに関しましては、 河川部分とかんがい用水部分の合計で66.6ということになってございます。
- **〇吉田勝廣委員** 数字に示すといいね。100億円だったら60億円とかどうなりますとか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 簡単に言いますと、このダムは多目的ダムでございまして、水道事業者いわゆる企業局と、また河川管理者としては治水の役目があります。それから、既得のかんがい用水とあります。かんがい用水については、国と県が負担しましょうと。これは責任といいますか、役割分担です。そういうものを含めて、このダムの容量のボリュームの比率で出したものが、この比率だということです。
- **〇吉田勝廣委員** この総事業費として850億円と書かれていますよね。そうすると、県負担は概算額でいいですから、水道が幾らとかあるでしょう。よく間違うんだよな。県や国がみんな出していると思うから。
- ○濱元盛充河川課長 総事業費で850億円でございまして、これを案分しますと約560億円というのが河川管理者負担となります。済みません、説明不足でした。総事業費で850億円というのは、漢那ダムと億首ダムの両方を加えたものでございまして、内訳を申し上げますと、漢那ダムが360億円でございます。億首ダムが490億円ということになっておりまして、そのうちの66.6%を国及び県で負担するということになります。326億円ぐらいが国及び県で負担する額でございますが、そのうち県の負担する額は5%になります。
- **〇吉田勝廣委員** その水道の部分をちょっと言ってくれますか。
- ○濱元盛充河川課長 163億円程度でございます。

**〇吉田勝廣委員** なぜ僕がそれを聞くかというと、億首ダムは国の事業で国直 轄工事ですよ。いろいろやりながら、結局水道事業者は水を買って飲むんだよ ね、ダムをつくって。僕らは、いつも誤解をしているような感じがしていたわ け。今まで、国がみんなつくってくれるものだと思っていて、いわゆる水道負 担をしていないのではないかというイメージがあったものだから。そうすると、 県は5%しか負担していない。それはいいとして、基本的に福地ダムとかいろ いろな大きなダムーみんな多目的ダムをつくるときには、そういう企業局が水 をその建設費用負担をして、国庫からいうと、結局は1000分の334を出してい るわけよね、約30%、35%でもいいと思う。これは漢那ダムにすれば、1000分 の536だから、約5割以上を出しているわけだよね。だから、そういうことを ある程度アピールする必要があるのではないかなと。これは、我々が建設費と して負担しているんですよと。これは受益者負担だよね、基本的には水道料金 にはね返るわけだから。そういうことをやはり説明して、ダムというものは、 ある意味では県民が水道料金を払って、それでその水道料金からこのダムにこ れだけ負担をしていますと。この850億円、両方で大体40%は水道事業者が出 していることになるわけだよね。概算で4割を出していることになるわけです よ。4割を出しているわけだから、その工事そのものには全然乗らないわけよ。 全部国の工事になってしまうわけだから。だから、そこのところは我々は受益 者負担でその水を買っているのであって、そして負担金を出しているんだよと。 そこのところをやはり企業局も、国のダムをつくるときの中で、これは水道料 金として県民が支払っている-この建設費を払っていますよという説明をした ほうが、やはりこのダムに対する関心も高まる。国がこれだけ出しているので はないかというか、全部俺たちがダムつくっているんだというイメージを与え るので、そこのところはやはりきちっとしたほうがいいのではないかなと。フ ィフティー・フィフティーぐらいになるのではないか。県民の皆さんは5%だ からいいとしても、私はそういうこを常に思っているわけですよ、この財政を 分析するときに。だから、国が850億円を出して国がやっているのではないか ということをいつも聞かされるものだから、そこのところは、やはり財政分析 として、そういうところは、このダムは850億円だけれど、県がこれだけ出し ていますと、そして企業局がこれだけ出していますという形でやってくれれば、 非常にわかりやすい。どうでしょうかね。

**〇仲田文昭土木建築部長** 多目的ダムはいろいろな目的があって、総合的につくるというダムでございまして、もう少し詳しく言いますと、確かに水道事業

者のほうが費用も負担し、払っています。企業局のほうも国からの補助をもらっていまして、厳密に言えば、国と地元県が金を出し合ってやっている事業であるという認識が、もしPRが足りないということであれば、またその辺は何らかの機会でやっていきたいと思っています。

**〇吉田勝廣委員** 僕がなぜ言うかというと、これに僕はかかわってきたので、 これはみんな国が市町村と交渉するんですよ、もちろん県も入るけれども。億 首ダムを、いわゆる既得用水をどうするか、ダムの高さをどうするか、工程を どうするかというときは、いつも国と市町村が交渉するんですね、ダムをつく るときは。そういうことからすると、交渉の過程の中で企業局も入ってきても いいのではないかとか、沖縄県ももっと積極的に入ってきてもいいのではない かというような感じはするんですよ。だから、例えば基地の交渉だとかいろい ろとおくれるわけね。工事も、ずっとおくれているんですよ。本当は2年では なくて、もっとおくれているんですよね。そういうときに、県と国と水を買う 企業局がやはり一体となって、担当と当該市町村とやはり相談をして、どうす るかということをやったほうがいいのではないかと。というのは、基地の返還 問題だとか、それから例えば一番最初の億首ダム建設に当たっての国の当初計 画は、全然狂っているわけです。この青写真と今の写真と、僕はわかるわけで す。そういうことで、最初約束したものをほごにして、またちゃちなとは言わ ないけれど、何というのか、金のかからないようなものをやって、いろいろな 要請があったものはほごにされたと。最初はオーケーしたからーそういうこと があるものだから、ある意味では僕は非常に国に対して不信感を持っているわ けです。町民の皆さんにこういうことができますよと言って説明をして、我々 は調印をするわけですよ、逆に。その辺のことがあるものだから、ダムをつく るということは長期計画なものですから、ダムの担当者もやはり長期計画の中 でのきちっとした約束事、青写真、これはしっかりやっておかないと、常に向 こうの都合で変更される可能性があるので、そこはきちっとしてもらいたい。 市町村ももちろんやりますけれど、そこのところは担当者も違うから、長いス パンでやるものについては、そういうものでやってもらいたい。これは要望で す。

- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 髙嶺善伸委員。
- ○髙嶺善伸委員 今、特定多目的ダム法の第4条第4項の規定を見ているので

すけれど、国土交通大臣は基本計画を作成したり変更しようとするときは、知事の意見を聞かなければならない、知事は議会の議決を経なければならないということになっているんですけれども、これは完成した後、利用権の設定とかいろいろな運用上の問題で、こういう国のダムは、県が要望すると県に移管するということも今後は考えられるのですか。

〇仲田文昭土木建築部長 沖縄県は、御存じのように、1級河川がなくて2級河川しかないのですが、そこに多目的ダムをつくる、特例として水源地域対策特別措置法で国のほうで直轄事業としてやっております。今後、管理をどうするかという件でございますけれども、当該特措法は来年度までの時限立法ですけれど、今後どうしようかということは、これから調整していかなければなりません。それから、全国の流れとして、河川管理-1級河川も地方のほうに管理を任せようという流れ、全体として国から地方にという流れもあります。そういったものを含めて、今後ダムの管理を県に移すのか、それとも直轄にするのかと、そういうことについては、これからの検討事項になっております。

○高嶺善伸委員 2級河川は県が管理者ですよね。だから、河川管理者である 県がいて、そこに多目的ダムを国がつくるわけだけれど、受益者もまた県であ るわけだ。今後、かんがい用水とか水道水とか、どれくらいの水利権、利用権 を設定するのか。場合によっては変更もあり得るので、運用上やはり河川管理 者である県のほうに移管したほうがいいと県が考えるのであったら、今後大き な財政的負担を伴うものではなく、むしろ利用権という立場から財産運用上メ リットがあるのであれば、完成したら移管してもらうような手続を念頭におい て、今後協議していったらどうですか。

- ○濱元盛充河川課長 ただいまの提案につきましても、先ほど土木建築部長からも話がございましたが、国のほうからも沖縄振興特別措置法が切れる関係もございまして、その位置づけということが今盛んに議論され始めておりまして、それで県のほうでも管理に関するシミュレーションを進めているところでございます。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 嘉陽宗儀委員。
- **○嘉陽宗儀委員** 排水の件で、かんがい用水の供給など恩納村側に申し入れを

しておいたのですが、浸水騒ぎの対策はどうなっていますか。

- ○濱元盛充河川課長 今の委員御質疑の内容は、億首ダム上流の件だと思いますが、その分につきましては、現在、計画のあり方を含めまして、地元と意見交換をやりまして、それで早期の浸水被害の解消に向けまして、役場とも連携しながら取り組んでいくということで、計画策定の変更も含めて検討しているところでございます。
- **〇嘉陽宗儀委員** 前から変更するということで計画は聞いているんですけれど も、大体いつごろまでにやる予定ですか。
- ○濱元盛充河川課長 計画変更に当たりましては、法的な手続もございまして、河川法に基づく整備計画の変更といったものもやる必要がございます。その法的手続を進めながら、当然地元の意見も大事でありますので、それに向けて、11月に地元での説明会を終えたところでございます。
- ○嘉陽宗儀委員 見通しはどうですか。
- **○濱元盛充河川課長** 法に定める整備計画につきましては、平成23年度中に策定することを目的に取り組んでいるところでございます。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。 休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○當山眞市委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外48件の審査を行います。 ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

仲田文昭十木建築部長。

**〇仲田文昭土木建築部長** 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります 陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更の あったところを御説明申し上げます。変更部分には、下線を引いてあります。

17ページをお開きください。

陳情平成21年第74号の4平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」 に関する陳情について、処理概要を御説明申し上げます。

7、伊平屋空港の早期整備については、「平成21年度は準備書作成に向けた 環境現況調査等を行っているところであります。」から、「平成22年10月に準 備書の手続きを終了し、評価書の作成及び手続きを進めているところでありま す。」に変更しております。

次に、50ページの陳情第127号南風原中央線街路整備事業に係る当社所有の 物件補償に関する協議書に対する陳情について、処理概要を御説明申し上げま す。

「用地交渉を行っているところであります。」から、「用地交渉を行っていたところ、平成22年11月26日、陳情者と契約に至りました。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情3件について、御説明申し上げます。

55ページの陳情第186号推進工事の下請業者を含む県内企業優先活用に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

記事項の1については、土木建築部が発注する建設工事においては、請負者に対し、工事施工に当たっての留意事項を配付しており、その中で、下請業者の選定に当たっては、県内企業を活用するようお願いしております。

特記仕様書への記載については、他都道府県の状況や関係機関・団体の意見 も参考にして、検討していきたいと考えております。

記事項の2については、工事検査における工事成績評定の各評定項目は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領で定められております。

工事検査は、工事の実施状況、出来形、工事目的物の品質確保等の適否の判断を目的としております。

下請業者の県内活用の有無を評定項目として導入することに関しましては、 他都道府県の状況や関係機関・団体の意見も参考にして、検討していきたいと 考えております。

記事項の3については、県発注工事における下請契約及び下請代金支払いの 適正化を図るため、受注者に下請業者から適正な見積書の提出を求めること、 工事着手前に文書による契約書を締結することなど留意事項を記載した文書を 配付し、下請契約の適正化の指導を行っております。

また、元請業者は、建設工事下請通知書を土木事務所等の現場監督員へ提出することになっており、必要に応じて立入検査を実施しております。

記事項の4については、県内各市町村に対しては、下水道担当者会議等を通 し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、推進工法 の下請等の発注に対しても、可能な限り県内企業を優先活用するよう理解と協 力を求めていきいたいと考えております。

次に、56ページの陳情第190号県営真喜良団地、県営真喜良第二団地及び県 営新川団地の改築を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

県営団地の整備については、平成13年度から平成22年度までを期間とする沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、効率的な建てかえ事業等を行ってきたところであります。

今後は、平成23年度を初年度とする新たな10カ年計画を策定し、老朽化や耐震性等の観点から、建てかえや改善が必要な団地について、整備に係る手法や事業時期を定める予定であります。

新川団地、真喜良団地及び真喜良第二団地については、同計画において建て かえや改善を検討していきたいと考えております。

次に、57ページの陳情第203号道路維持管理費に係る財源確保に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

国道の維持管理費については、平成22年3月に全国統一の維持管理基準(案) が通達され、大幅に削減されたと聞いております。

そのため、県としては平成22年9月に沖縄総合事務局に対して、沖縄県の気候特性を踏まえた適切な維持管理水準が確保されるよう要請しております。

今後は、維持管理費の少ない道路構造の工夫、道路利用状況に応じた効果的な管理を実施するとともに、草木の成長が早い沖縄県の気候特性を踏まえた予算が確保されるよう、国に要望していく考えであります。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

○當山眞市委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡 潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

- ○新垣哲司委員 陳情に関する説明資料の50ページ、陳情第127号南風原中央線街路整備事業に係る当社所有の物件補償に関する協議書に対する陳情ですが、用地の交渉を行っていたところ、平成22年11月26日、陳情者と契約に至りましたと。大変長くかかって、みんな御苦労をなさっなと思いますが、どのぐらいの年数がかかりましたか。大体でいいですよ。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 私の記憶しているところでは、平成19年ごろから交渉に入っていたのではないかと思います。ですから、かれこれ4年近く関与しております。
- **〇新垣哲司委員** 契約したということは、やはりお互いに納得したということでよろしいでしょうか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** いろいろと条件、補償内容につきまして、双方意見 を積みまして、最終的に合意に達したということでございます。
- ○新垣哲司委員 御苦労さまです。こういう事例はほかにもありますか。こういう4年とか-4車線に拡幅するということで長くかかるような事例はありますか。
- ○仲田文昭土木建築部長 特に道路事業に関する街路事業についてでございますが、やはり市街地のところで整備しますと、既に土地利用がされておりまして、住宅などが建っております。そこで現道一現在主として使用されている道路を確保するということについては、こういった用地、物件までかかわりますので、物の内容によりますけれども、長期間を要する場合も多々ございます。
- ○新垣哲司委員 わかりました。次に、陳情に関する説明資料の57ページ、道 路維持管理費に係る財源確保に関する陳情についてですが、観光立県といいな

がら、特に空港から一昨今は少しばかりやられているのですが、街路樹や草の生え方ですね。沖縄県と寒いところは違うと思うんですよ。聞くところによると、年に1回分の予算しかないということがあって、これではちょっと観光立県として大変だと思ったのですが、現状はどうでしょうか。

○儀間朝範道路管理課長 年1回ということではなくて、年2回から3回ほどは刈っております。いわゆる観光で主要な道路は、年3回は刈るようにしております。国道についてですか。済みません。国道は、平成21年度までは年間二、三回刈っていたのですけれども、今年度は先ほどの全国的な維持管理水準が見直されまして、おっしゃるとおり、年1回になっているということでございまして、全く刈らないところもあると聞いております。

○新垣哲司委員 空港からの国道はやはりメーン通りでもあるし、空港からおりてすぐの街路樹や草というものは非常に目立つんですよね。引き続き頑張っていただいて、他都道府県とは違うんだと、暑いところで夏については伸びるのも早いのだということで、しっかりと国に事情を説明して、訴えて頑張っていただきたいと思います。以上です。

**〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 大城一馬委員。

○大城一馬委員 今、新垣哲司委員からも質疑があったのですけれども、陳情第203号ですね。これは、国の行政刷新会議で、我が沖縄県の実情、地域性も全く理解していないという結論で、路面清掃が年間12回程度やっていたものが、これが年間6回以内ですか、そしてまた除草も年間二、三回程度やっていたものが原則年1回ということで、国の維持管理基準案が出ておりますけれども、先ほど、県内のこの植栽、除草の実情ーそして私も昨年の9月、この件に対しまして一般質問をしてまいりましたけれども、私はその年の5月の連休の期間中に中国の深圳−今経済特区で非常に発展の度合いが著しいんですけれども、向こうの船着き場から、港から市街地に向けて、非常にすばらしい景観なんですね。一切きれいに植栽されて、きれいに除草されているということで、非常に感銘いたしました。そして、帰ってきますと、まず那覇空港をおりまして周囲を見渡しますと、雑草なんですね。そして、ずっと空港から国道までの中央分離帯も、相当無数の背丈の高い雑草が生い茂って、これが観光立県を目標としている沖縄県かなと非常に落胆いたしまして、早速空港周辺とそして糸満市

のひめゆりの塔あたりまでずっと1日回り、2日目はぐるっと沖縄本島中部か ら海洋博公園まで、どういう管理状態になっているのかということで調べてみ ますと、大変な管理なんですね。国道、県道を含めて、とりわけ国道沿いでも 中央分離帯の中で雑草が生い茂っていると。この間は、浦添市のちょうど基地 のフェンスのところなんですが、歩道が全くなくなっているという状況です。 これを見てこんなものかなと、一体どういう管理をしているんだろうと、どう いう予算があるんだろうということで一般質問をしましたけれども、国で年間 5億4000万円ぐらい、そして県でも年間5億7000万円ぐらいということで、な かなか沖縄県の気候性からすると、最低でも年5回は除草しないと雑草はどん どん生い茂ってくるということを県の担当職員からもお聞きしました。これは、 国道、県道にかかわらず、例えばこの那覇市首里から来ている沖縄都市モノレ ール、空港までこの辺の橋げたの下のほうも相当な雑草なんですよ。那覇市内 の至るところにこういう雑草地域があって、那覇市旭橋ロータリーの三角地帯 があるでしょう。あのところも全く清掃されていないわけね。確かに、時期が 来るとやりますけれども、またすぐ伸びるという繰り返しでね。やはりここは、 国が一体どういう観点から沖縄県の除草、清掃に関しての予算削減をしようと したのか、極めて不快なんですよ。ですから、やはりこれはしっかり県も物を 言って、どんどん予算をとらないと、例えば沖縄県の米軍基地内では徹底的に 管理されていますよ。雑草一本もありませんよ。思いやり予算-在日米軍駐留 経費負担でやられている清掃でね。ところが、フェンスの外は雑草が生い茂っ ているという実情を見た場合には、もっともっとしっかりと予算要求、しっか り県の方針を伝えてやらないと、まさに観光立県が泣くと。やはり観光客とい うものは、まず空港からおりてきて初めてぱっと見るわけですね、道路や市内 の風景をね。これが第一印象として残るわけですよ。ですから、この除草問題 は植栽問題も含めて、やはり我が県にとっては極めて重要なことではないかと 思っています。それで、実は南風原町長に電話いたしました。なぜ南風原町だ けがこういう陳情を出しているのですかという話をしましたら、これは、沖縄 県町村会でもあると、要求項目が余りにも多いものですから、あえてこれはも うどうしても必要があるものだけー例えば、歩道から雑草が生い茂っているも のですから、お年寄りが歩道から飛び出して車道側を歩いていると。また子供 たちや社会的弱者の皆さん方ですね。体の悪い、あるいは目が不自由だとか-そういったことも考えて、極めて早急な対策が必要であると、予算が必要だと いうことで、やむを得ず南風原町長は単独で出しましたというお話をしており ましたけれども、やはりこの問題は、県道の管理を含めて非常に私どもは大変 だなと。一日も早く、この件につきましては手を打たないと大変だと思ってい るんですよ。この件について、国、県を含めて、この対策についてどうするのかお聞かせ願いたいと思います。

○仲田文昭土木建築部長 今年度になってから、国道あるいは県道についても、 雑草が目に余るという、各新聞社への投書がありました。各市町村からも要請 を受けております。国についてでございますが、当初予算での草刈りの費用が、 去年に比べて大幅に削られたと。その後、どうするのですかということで私ど も県と沖縄総合事務局と意見交換の場がありまして、その中でもそういう問題 として取り上げました。国につきましては、今予備費ー予備費といいますのは、 台風とか思わぬ災害がその年の中で起こった場合に対する対応費として、予算 として持っているものでございますが、もう台風の時期が過ぎましたので、そ の予備費を活用して、草が生えている-特に空港へつながる国道332号-那覇 市山下交差点から空港まででございますが、これにつきましては、もうことし いっぱいといいますか、一番観光客の多い年末年始のときでありますので、そ こについて年末までには対処したいということで、随時、予備費を活用してこ の草刈りを行っていきたいと聞いております。そして、県道でございますが、 御存じのとおり、補正予算で除草だけ1億2000万円を今補正でお願いしており ます。来年度についてどうするかということですが、県としましては県道につ きましては、例年少なくとも4億7000万円から5億円ぐらいを草刈り費用とし ては必要だと考えておりますので、これから来年度の予算編成にかけまして、 うちの部のほうから予算要求をしてまいりたいと思います。国についてもまた、 ことしの状況を踏まえて適切に対応されていくものだと考えております。

○大城一馬委員 今でもまずは通ってみたらいいですよ。やはり雑草の多さというのは目につきますよ。幸い、きょうも新聞に儀間朝範道路管理課長が一これは沖縄タイムスですか、寄稿しておりますけれどもね。きょうの土木文化環境委員会に合わせてよくぞやったと思っておりますけれども、ただ中身についてはいろいろと一多分ほかの委員からもあると思います。なぜコンクリートでやるのかということも出てくると思いますけれども、私は昨年の本会議での質問の中でも、例えば緊急雇用の失業対策事業にもしっかりと何とか仕組みをつくってやるべきではないかということでお話ししましたら、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、去年はこれによって各土木事務所において、各13名を採用してやっているということでしたが、これは今年度も続いているのですか。

○儀間朝範道路管理課長 今年度も続いておりまして、これを活用して緊急雇

用対策をやっております。

**○大城一馬委員** これは13名と言わず、雇用対策にもなるし、さらにふやせば ふやすほど、清掃、除草作業にも広がりますからね。もっと予算をつけて、こ れもぜひ拡大してもらいたいのですけれども、どうでしょうか。

○儀間朝範道路管理課長 これにつきましては、雇用労政課の予算なんですけれども、それを活用して我々は雇用していますけれども、これには若干問題もございまして、雇用してもすぐやめてしまう方もいるし、日中に草刈りをするものですから、雇用してもすぐやめたりして落ちつかない場合もあるわけですよね。また、草刈り業務というものは、草の生えているところでやらないといけないわけですから、そこには例えばトイレもないとか休憩するところもないものですから、今土木事務所では土木整備員などが一緒についていって、手洗いの世話をしたり、そういったものがございますものですから、そういったことも土木事務所においてもうまいぐあいに解決して、もっと雇用できるように検討してみたいと思います。

○大城一馬委員 いろいろと問題はあろうかと思いますけれども、やはりこれをクリアしながら、ぜひ雇用対策にも関連するようにぜひやってもらいたいし、そして土木建築部長、やはり先ほどからも申し上げておりますように、観光立県沖縄の名に恥じないようにどんどん予算もとってきて、そして県のほうも努力して、ぜひその点についてはしかるべき対処をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 今の陳情の件に関して伺います。これは、現政権が事業仕分けで管理費を減らしたということで、全県的に苦情が大変寄せられておりまして、せんだって民主党本部のほうに要請に行きまして、沖縄県は亜熱帯地域だから全国一律の基準でやってもらっては困るということで、そういうことを重々話ししてきたのですが、北は北のほうで落ち葉が大変だと、そういう声が上がっていると。そういう意味では、全国的にすごく苦情は出ているんですよね。沖縄総合事務局を呼んで、1回いろいろ聞いたんですけれども、沖縄総合事務局のほうでは、道路の除草ではなくて、防草一草を防ぐ道路防草対策検討会と

いうものを立ち上げてやっているらしいですね。ですから、いわゆる道路の植栽で、余り伸びないような、除草に手間がかからないような種類の植栽をやっていくとか、そのメンバーを見たら、県からも当間土木整備統括監が入っていらっしゃいますね。道路の防草対策というものはやっているらしいのですが、その中身ー今どういうことがされているのか、そこら辺をちょっとお話し願えますか。

**〇当間清勝土木整備統括監** 夏ごろ、第1回の道路防草対策検討会が発足しまして、その中で2つに分けて、草が生えないような工夫と、もう一点はどういう植栽がいいのかということで2つの部会に分けて、その中で国立大学法人琉球大学工学部教授が会長になって今検討していますけれども、私が行ったのは第1回の検討会の中で一今それぞれの部会の中で詳しく調査をして、他都道府県の事例とか、外国の事例も含めて検討している最中でございます。

○新垣安弘委員 除草に関しては、確かに予算をつけてやらないといけない部分もあるのですが、沖縄県の場合、この直轄国道も含めて県道も沖縄全体からして、この植栽の問題とか、今やっている防草の研究とか、そういうことをやっていくことによって、今出ているいろいろなさまざまな苦情がありますでしょう。その防草による効果、植栽をもう一回見直すことによる効果というか、そこら辺の見通しはどうですか。

**〇当間清勝土木整備統括監** 私も道路防草対策検討会の中で言ったのですけれ ど、東南アジア等でそういったいい事例もあるのではないかという報告はある んですけれど、まだそれぞれの部会の中でちょっと調査している段階です。ま だ第2回がないものですから、私も委員としてはまだそこまで把握はしていな いのですけれど、今部会に入っています道路管理課長のほうに答えていただき たいと思います。

○儀間朝範道路管理課長 道路防草対策検討会は8月25日に準備会が開かれまして、9月下旬に当間土木整備統括監が参加した第1回目の道路防草対策検討会が開かれまして、結論から申しますと、来年3月下旬に中間取りまとめを行いまして、この結果を次年度の予算要望に生かしていきたいという国の考えでございます。

○新垣安弘委員 県の立場として、国道、県道でもいいのですが、いわゆる植

裁、あるいは防草の観点からの見直しとか、街路の整備の見直し、そこら辺は 今までやってきたことを見直して、今どういう観点で見ているのか、そこら辺 を教えてもらえますか。

○儀間朝範道路管理課長 まず、過去にも防草対策に関するものをやられておりまして、この取りまとめを行いまして、現在は実際に道路において実験をしているところです。例えば、防草、植栽としてまして、チガヤという稲科のものがあるんですけれど、これを植えてみたり、これを植えることによって、雑草は生えなくなるわけですよね。これ自体余り成長しないと、そういった実験を今やっておりまして、雑草が生えるのを抑えながら、またこれ自体は余り成長しないということで、いろいろこの植樹ますの土の厚みを調整することによっても伸び方が違うものですから、そこら辺を今試験的にやっているところでございます。その結果を踏まえて、そういったものを植えるべきところは植えて、また雑草の生え方も年に何回刈ればいいのかというものも実際に実績をつくって国に報告して、これでもって予算要望をしていくという考えだと聞いています。

**〇新垣安弘委員** 最後に、防草対策の一環としてコンクリートにしてしまえばいいとか、のり面とか分離帯とかそういうものもあるのですか。

○儀間朝範道路管理課長 図でもって御説明したいと思います。こちらに図が4つございますけれども、左が除草前、これが同じ場所の除草後でございます。そして、これはただ刈っただけなのですけれども、この周りに雑草が生えていますよね。このように、雑草が生えて歩道をふさいでいるものですから、今後はこのように刈りまして、さらに雑草を抑制するために舗装をやります。この舗装は水を浸透しますので、ますの大きさは一要するにこれと変わらない効果がございます。防草をするために舗装をしております。今後、雑草が生えてくることはないわけです。それから、先ほどなぜコンクリートを張るのだという話が出ておりましたけれども、今ここはいわゆる民地のほうから雑草が生えてくるわけですよね。そして、これは場所は違うんですけれども、道路敷地内において、このように舗装の外側−この図でいいますと、この部分にコンクリートを張ると、いわゆる民地といいますか、道路壁があるのですけれど、この路肩の部分から雑草が生えてくるものですから、この部分については薄いコンクリートを張りまして、これで防草対策を行うということでございます。また、ここに図はありませんけれども、例えばオープンカットになったこの部分が、

のり面になったところがございますよね。そういったところも、のり面の下のほうだけー全部コンクリートにすると見苦しいものですから、かえって自然的でなくなりますので、のり面の1メートル程度に今張っているコンクリートと同じように、斜面に1メートル程度のコンクリートを張りまして、それによって雑草が生えても歩道までは達しないということで、このような配置策を行おうということでございます。実際、これを行った事例でございます。過去にものり面ののり尻のほうに対策は行ったことがございます。説明は以上です。

- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 池間淳委員。
- ○池間淳委員 陳情平成21年第74号の4、この中の乗瀬橋の件について触れたいのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、まず一般的に橋が通行どめになったときに、その下やその周辺の通行はどうなるのですか。橋が通行どめになったときに、橋の下は通れますか。一般的なことを教えてください。
- ○儀間朝範道路管理課長 これは、現場にもよると思うのですけれども、乗瀬橋の下は今航路になっております。それで、橋梁から落下物があるような危険性があれば、下の航路もとめなければいけないと思うんですけれども、現在、乗瀬橋は通しておりまして、ただ県としましては、この危険な状態では一危険でないとは言えませんので、平成23年度に宮古島市のほうが予算要望をして、取り壊しを行うようになっております。ですから、我々はこの危険を承知しておりますので、早目にこの危険を取り除くために、取り壊しを早目に進めたいと考えています。
- ○池間淳委員 陳情平成21年第74号の4の記事項の16番なのですが、乗瀬橋については今説明がありましたが、平成23年度でこれは取り壊して、架橋の工事はどうなるのですか。
- ○金城淳道路街路課長 今、道路街路課のほうで、今後どのようなことがいいのかという検討のために、沖縄県道252号平良下地島空港線、全線についてまだ未整備の箇所がありますので、概略設計を入れていく計画であります。
- ○池間淳委員 処理概要を見てみますと、皆さんが説明したとおりの概要には なっていないんですよ。それを書いておれば僕は質疑しないけれど、皆さんは

いつの時点でそういうものはやるのですか。処理概要は全く変わっていないですよね。そのように平成23年度で取り壊して概略設計を入れていくのだということをここに書いておれば、僕は質疑はしないけれども、別にもそういうものがあるかわからないけれどもね。ちゃんとそういう計画があれば、計画があるということでこの処理概要に書いてもらえれば、このように取り組んでいるんだなということで質疑は出ないと思いますよ。

- ○儀間朝範道路管理課長 予算がどうなるかという未確定な部分があったものですから、完全に予算についてもまだはっきりしない状況でありますけれども、 その方向でということで、今ここに明記はしておりませんせれど、そのように 考えているということで、御理解をお願いしたいと思います。
- ○池間淳委員 ひとつ頑張ってもらいたいと思います。特に、下のほうは航路になっており、船が頻繁に出入りしていますから、ここがないと佐和田の浜まで行かないと大変な航路になってしまうんでね。また、途中で橋があって通れないということもあるので、危険な状態で船は通っているという思いがあったものですから、いつごろやるのかなという思いで質疑しましたので、できるだけ早くよろしくお願いします。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 嶺井光委員。
- ○嶺井光委員 陳情に関する説明資料の31ページの陳情平成21年第157号開南交差点に面するポケットパーク設置に関する陳情、開南通りの活性化促進協議会からのものですが、ここは開南通りの拡幅整備事業の推進に合わせて懸案である農連市場市街地再開発事業、これが6月に着工されたということで、地域の活性化が図れらると、千載一遇のチャンスだということで大きな期待をしているようであります。ところが、この協議会は街路事業に合わせて県土木建築部、あるいは那覇市にこのポケットパークの実現方を要請しているようですけれども、なかなか受け入れてもらえないということがあるようですけれども、場所の変更の要望とかそこら辺の対応について、まず説明をお聞かせいただけませんか。
- ○金城淳道路街路課長 今こちらのほうで考えておりますのは、バス停の、歩 行者のたまり空間 - 通常街路事業で行う場合は、バス停とセットとして大体た

まり空間として、ポケットパークを設置している状況にあります。この那覇市 開南についても、現在の新栄通り側の開南バス停留所の背後のほうに今計画し ておりまして、要望のありますイベント広場につきましては、那覇市と連携を して、まちづくりの中で、ほかの手法を検討していく必要があるのではないか と、今まで説明してきております。

- ○嶺井光委員 そこで、このポケットパークを新栄通り側で今計画しているわけですよね。これを農連市場側の角地のほうにしてくれという那覇市開南通り活性化促進協議会の要望のようですけれども、那覇市のほうは、こういう協議会の皆さんからの要望を受けて、それでいってもいいという感触のようですけれども、県のほうがそのようにはいかないということのようで、この理由が何なのかということについてはどうなのですか。
- ○金城淳道路街路課長 先ほども答弁しましたように、街路事業で行う場合は、 やはり歩行者のたまり空間という位置づけで行っておりますので、農連市場側 というのは、バス停とかそういうところは現時点で適当ではないと、うちのほ うはいろいろ比較し検討した結果、やはり現在のバス停の付近がよかろうとい うことでございます。
- ○嶺井光委員 比較検討してこの計画になったと、向こうでまずいということでもないのですか。要するに、地域の皆さんが要望しているポケットパークをつくるとしたら、どういう事業があるのですか。できないということですか。
- ○仲田文昭土木建築部長 ポケットパークと通称は言っているのですけれども、私どもは今街路事業でやっております。これは道路事業です。道路事業でやるのは当然、車の通行のため、あるいは歩行者の安全のためという目的がございます。バス停、ポケットパークがよく例として出されているのですけれども、例えばてんぷす那覇を例にとりますと、歩道でバス停のあるところはバス待ちのお客さんがいるということで、それによって人間がたまるということです。そうしますと、一般に通過する歩行者のスペースがないということがありまして、安全に通れるようにするということで、プラス歩行者のたまる部分と通行者のためにスペースを設置します。その場合に、当該用地交渉しますよね。この必要な部分だけ、ある程度どれぐらいの面積か計算で出しますけれども、その面積プラス残地がある場合は、そこまでを含めて買って、広場としてやっている。これは、一般的にポケットパークと言われているのですが、今開南の

ほうを例にとりますと、基本的にバス停といいますか、歩行者の観点からいき ますと、バス停の近くにあるのが一般的だと私は思っております。開南の向こ う側、反対側のほうにもつくってくれということですけれども、その場所はバ ス停がなくて、歩行者のための歩道としては十分あるわけですね。ですから、 新たにたまり場としての必要性というのですか、それはちょっと少ない。そう いうことで、地域の皆さんから広場的なものがほしいということでありますの で、例えば公園事業というものができないこともないのですけれども、これは 補助率が低い。これは、那覇市がやらなければいけないということであります。 この団体も含めて4つの通り会がございまして、知事にあてた陳情がありまし た。その中では、今農連市場の再開発を今やっておりますけれども、それ以外 のその隣接するところに、既に先行しているところがありまして、やらなけら ばいけないところに再開発の区域が残っています。再開発の中で、この空間を 考えることができるのではないかということで、再開発とセットで-もし反対 側といいますか、この陳情者たちの皆さんが要望している位置については、そ こでは再開発の中で考えることができるのではないかということが、今の時点 の考え方です。

○嶺井光委員 やはり、道路事業も地域の活性化につながるような効果があってほしいと思うんですよね。道路だけつくればいいよということで終わってはいけないと思うんですよ。ですから、開南側から来た場合に、右になるのかな、そこは農連市場の開発の関連等も相まって地域の皆さんはここにこういう場がほしいと。バス停をつくればそれでいいよということではなくて、やはり公共事業を施す中で、いかに地域の活力を高めていくかという相乗効果がここに出てこないと、今おっしゃるように、再開発の中で公園事業でやればいいよと、これは補助率がかなり違うのでしょう。街路事業は9割補助かな、公園事業は半分ぐらいと聞いていますから、そういう意味では那覇市がやるのか、県がやるのかという違いはありますけれど、県としても、県都那覇市の開南というと、我々も小さいころからこの交通機関の要衝でよく通ったところですが、やはりそういうところを活性化するというのは、那覇市そのもののイメージにもかかわってくるんですよ。そういうところに、県の事業も応援するという視点を持ってもらいたいんですよね。新聞でも何度か出たりしていますよね。ああいう声をどう受けとめていますか。

**〇仲田文昭土木建築部長** 論壇のところはちょっと私は読んでないのでよくわかりませんけれども、先ほどもお話ししましたとおり、沖縄本島南部方向行き

のバス停のものを利用して、しかもその残地がちょっと考えられますのでーバス停のところの背後を含めて、ある程度こうした中で、ポケットパークとしての役割を果たせるのではないかと考えています。そして、今反対側のところがありますが、そこにつきましては、再開発事業の中で空間を生み出すことを検討したらどうかということで、那覇市と調整しているということでございます。

- ○嶺井光委員 一部地主の方々の反対運動で問題を左右されてはいけないと思っていますけれども、地域一帯となって取り組む、再開発に合わせた事業があるから、この機会に地域が一つになって声を上げているわけだから、公園事業でやればいいよということで、何か突っぱねるような感じがするので、もう少しお願いします。
- ○仲田文昭土木建築部長 公園事業でやればいいというのはちょっと誤解があるかもしれませんけれども、単独でやるのであったら公園事業でやるしかないのですが、再開発とかそういったものについては、再開発事業でやればいろいろなメニューが考えられますので、そういったことで、総合的に再開発の中でメニューとして一体となってやる方法を検討していきたいということでございます。
- ○金城淳道路街路課長 街路事業では厳しいということであります。街路事業としては、いろいろ補助の要綱とか、国土交通省に対する説明が必要ですので、それでは厳しいということでございます。
- ○嶺井光委員 今のお話があるからまだ聞くのですけれども、街路事業で厳しいというのは、用地買収の幅にもよるわけでしょう。今皆さんがやろうとしている用地買収の範囲では無理だということでしょう。例えば、那覇市開南 − 与 儀十字路から来てその交差点に至った右側に求めているわけですよね。この右側に用地買収、わかりやすく言えば、法線を動かせばできませんか。街路事業でできないというから、用地買収の範囲だからできないという判断ではないかなと思うんですよ。
- ○金城淳道路街路課長 法線については都市計画決定時点で、都市計画審議会の中で決定されておりますので、このための変更という理由はかなり厳しいと思います。

- ○嶺井光委員 ちょっとこれは聞いたことですけれども、都市計画決定した後に、今言った那覇市与儀から来て交差点に至った左側に新しい物件が建ちましたよね。あれは、都市計画決定してから建ったものではないですか。
- ○仲田文昭土木建築部長 その反対側の物件につきましては、都市計画決定以前に建ったものでございます。この件につきましては、私どものほうの都市計画 一道路を広げる計画がありまして、ある程度法線も決まっていたので、そこに建築確認が出たために、近々都市計画決定する予定があるのでちょっと見合わせてもらえませんかということを申し入れたのですが、それは残念ながら相手に聞き入れていただけなくて、そのまま向こうの計画どおり、都市計画決定以前に建築されたものでございます。
- ○嶺井光委員 結局、物件補償をして、そのままやったということでしょう。 それこそ、投資効果の面でベストですか。右に寄ってこういうものを受け入れ るということができなかったのか、そのような計画性に対しても疑問というか、 そう思うんですよね。
- 〇仲田文昭土木建築部長 私も都市計画道路決定する場合には、当然安全を考えて法線であるとか、カーブも考えてやっています。今の法線というものは、交差点の改良ということもありまして、この線が望ましい、ベストだと、ベターだということで決めております。確かにおっしゃるとおり、後でまたかけるのは不経済ではないかということはありますけれども、そういうことで、私どもも近々決定しますので、施主の方に協力してもらえませんかということをお願いしたのですが、これはが都市計画決定が正式にされない限り法的効力がないものですから、残念ながらそういう条件になってしまったということでございます。
- **〇嶺井光委員** いずれにしても、この那覇市開南通り活性化促進協議会、地域の皆さんとはもう一回しっかり協議をして、結論に対して向こうにも理解してもらうことが大事だと思うんですけれども、これはできるのですか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 那覇市開南通り活性化促進協議会から要望のあるものについては、先ほどもお話ししましたとおり、那覇市のまちづくりという観点から、また那覇市と一緒に検討していきたいと考えております。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

**〇平良昭一委員** 陳情第186号、陳情に関する説明資料の55ページですね。不 当なダンピングということで、問題提起をされてきている陳情でもあると思い ますけれども、県外業者の下請が入っているという実態は把握されているので しょうか。

**○宮城光秋下水道課長** 下水道事業におきましては、平成20年度から平成21年度までの2年間、7件の管渠の推進工事がございまして、それから市町村事業で70件ございますが、県事業7件のうち2件が県外業者の下請と、それから市町村事業では70件のうち7件が県外業者の下請になっていることを把握しております。

○平良昭一委員 本会議の代表質問、一般質問の中でも取り上げられてはきていると思うんですけれど、この特記仕様書の中で明記できないかという問題で、他都道府県の例も処理概要の中で言われていますけれども、それ以前に問題になっているのは、元請業者から落札しての下請価格一下請業者がするときのいわゆる下請価格ですね。どのような状況で契約が結ばれているのか、金額的にですよ。その辺、いわゆるダンピングという意味合いからすると、どれぐらいのパーセンテージで受けたほうがいいという基本的なものがあるのですか、元請の金額から下請の金額について。

○末吉健作参事兼技術管理課長 標準的なやつがあるかというお話だと思うんですけれども、今のところ標準的なものがあるとは何ともちょっと申し上げられません。ただ、通常我々が工事を発注するときには、資材単価とかそういったものを調査しまして、積算基準にのっとって発注するという形でやっておりますけれども、元請業者と下請業者との関係という話になると、どの程度が妥当なのか、ちょっとその辺までは我々ではなかなか判断いたしかねます。

**〇平良昭一委員** 公共工事は、完成するまでは精巧なものがちゃんとできるかということが大事であるわけですから、当然元請業者と下請業者の関係かもしれませんけれども、でき上がった物に関しては、当然公共的なものとして位置づけできるかということが大事になるわけですから、やはりダンピングということが言われているわけですから、かなりの金額で下請業者との契約がされて

きていると思うんですよ。例えば、元請業者が下請させる金額ですね、50%以下になると到底できるような状況ではないんですよ。いろいろな鋼材の問題からしても、この陳情が出てきてその辺まで調査されたような経緯がありますか。

**○末吉健作参事兼技術管理課長** 元請業者と下請業者のそういう契約といいますか、ダンピングも含めてなんですけれども、そういった実態についての調査というものはやったことはございません。

○平良昭一委員 私はこれについてちょっと調べてきたんですけれども、いわゆる本土業者が、県外業者が入ってきているときには40%を切っている段階があるんですよ。そうなると、本当に完成できるのかという心配もあるわけですよ。そういうことを含めて、県外の方々が不当に入り込んできて、県内業者をつぶしにかかっているのではないかという疑いまで出てくるわけですよね。その辺に関しては、県内業者を守るためであれば、特記仕様書の中にこれはもう書かないといけない状況になっているのではないかと思うんですよ。他都道府県の例とかという問題ではなくて、特に沖縄県の場合は特殊な事情もあるわけですから、その辺は逆に、例を見ないで独自に取り組んだほうが私はいいのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○末吉健作参事兼技術管理課長** 処理概要に書いてございますけれども、例えば ば他県の状況や関係機関、団体の意見も参考にと書きましたけれども、例えば 当然当事者である建設関係団体がございますね。協会とかですから、そういっ たところに対しても意見は聞いてみたいわけですね。要するに押しなべて全部 そういう形で答えが出てくるのかどうかということですね。だから、その辺を 確認した上で、特記仕様書に記載するかしないかという判断をやっていきたい と思います。

○平良昭一委員 私がさっき言ったように、異様な状況の中で、県外業者が下請の金額を提示して、仕事をさせているわけですよね。これも異常な状況ですよ。本当にその状況をずっと延ばしていくのであったら、確実に沖縄県の業界は死にますよ。そういう面では、全国みんな厳しいかもしれませんけれども、県内は県内で守るような仕組みを構築してもらわないと、これは大変なことになりますので、まずは県外業者がどのくらいの金額で下請の契約を結んでいるのかということをちゃんと調査して、妥当なラインというものを、僕は県でも引いていくべきだと思いますよ。その辺はどうですか。

○末吉健作参事兼技術管理課長 他都道府県のやつも若干ではありますけれども、聞いてみますと、努力目標という形でされているみたいです。要するに、県内企業を下請に使うように努めるとか、そういった形でまだ全部は確認していないのですけれども、そういった話もあります。例えば、仮に特記仕様書に記載するとすれば、やはり努力目標的な形になるのかということは、まだ素案の段階ですけれども、そのように我がほうは今考えておりまして、ただ先ほど申し上げましたように、結局はある種いろいろな空港とか道路とか、中には特殊な工事がございますよね。県内企業ではそういった一例えば特殊な資機材を持っていない工事、そういったものもあろうかと思うんですよね。そういうことで、この処理概要に書いたように、差し当たりそういう考え方を御説明したということです。

○平良昭一委員 特殊なものはいたし方ないですよ。県内でできないものは、これはもう書く必要も何もないですよ。ただ、どうしてもこれは県内業者でできるというものは、僕は特記仕様書に書いてもいいのではないかと思うんですよ。これはやるべきだと思いますよ。さっき言った県が行った事業の関係の中で、2件については県外業者が下請していると思いますよね。これは、元請一落札価格の何パーセントでやっていると思いますか。37.8%ですよ。それと、もう一件は41%ですよ。こんな状況の中で、品質確保が本当にできると思いますか。どう思いますか。元請金額の中で、下請の金額はこれだけのパーセンテージで契約するのですか。

**○宮城光秋下水道課長** 下水道事業で、推進工事の2件が県外業者ということになっておりますが、平成20年度に契約した分で申し上げますと、1億3545万円が元請でございまして、県外のほうが5591万2500円、41.3%です。これがどういった内容、どこまでが下請の範囲なのかちょっと確認ができておりませんので、ダンピングかどうか、なかなか確認するのは難しいということでございます。それで、なぜ県外にしたかという理由は、複数の推進機械が必要ということで、県内業者にはそれがなかなか見つからないということで、やむなく県外にしたと聞いております。

**〇平良昭一委員** これだけの状況、パーセンテージの中で、下請との契約をしたということに関して、品質確保が本当にできると思うかということを聞いているんですよ。

**○宮城光秋下水道課長** 今の金額は、契約のすべてを下請にさせたということではなくて、下請の範囲もあろうかと思うんですよ。つまり、県外業者に出した額が41.3%、残りは県内業者がやったということなのですが、金額でいいますと5591万2500円ですが、これが果たしてダンピングかどうかということは、なかなか私どもでは確認できない部分であります。

○平良昭一委員 陳情の趣旨からすると、その辺まで把握してから取り組んでもらいたいということですよ。明らかに陳情者はおかしいということを言っているわけですから、指導的な立場に県が立ってほしいということのお願いなんですよ。それに対して、皆様方がどう取り組むかの問題ですから、その辺はどうでしょうか。

○仲田文昭土木建築部長 今の件でございますけれども、当然下請に出す一下請の契約をするという元請と下請の契約の自由というものがございまして、その関連もあります。ただもう一つ、不当に安く下請しているかどうかについては、これはまた品質にかかわる問題だと認識しております。この工事のできばえといいますか、景観に結びつくことだと認識しておりまして、下請契約をする場合、ちゃんと契約書で書面でもって契約をするようにしてくださいと元請業者のほうには常々書類でやっているわけでして、ですから契約をそれぞれする場合は、的確に契約書でもって、できれば見積もりもしっかりと話し合って契約するように指導していきたいと思います。もし、今後品質に問題があるとか、こういうことであれば、やはり是正といいますか、何らかの成果品に影響が出てくるわけですから、その辺のことを含めて、今後調査といいますか検討してまいりたいと思っています。

○平良昭一委員 特記仕様書の中での記載というものも、努力目標ではなくて、確実にこういう方向に向かっていくような作業をぜひやってもらいたいと思っています。もう一点、陳情に関する説明資料の17ページ、陳情平成21年第74号の4、伊平屋空港の問題で、平成22年10月に環境影響評価準備書の手続を終了したということで、伊平屋空港建設に向けて取り組んでいる形は見えてきているんですけれども、一番大事なことは、伊平屋村と伊是名村が一体となってやっていかなければいけない問題だと思いますので、この伊平屋空港協議会を立ち上げはしたけれど、全く機能していない状況であったと思いますけれども、その辺の取り組みはどういう形になっていますか。

- ○伊佐実春空港課長 伊平屋空港協議会は、伊平屋空港の整備に向けてのPIーパブリック・インボルブメントを行うことを目標としてつくっております。 その中で、需要喚起とか今言ったようにフェリーの一元化等も議論はしておりますが、来年に向けてまた協議会をちょっと開こうかと今検討しているところであります。
- ○平良昭一委員 これは、当然県も一緒に入ってやっているわけですよね。
- 〇伊佐実春空港課長 はい。
- ○平良昭一委員 若干、伊平屋村と伊是名村はこれにずれがあるんですよ。空港に関しての問題もあるし、伊平屋村のほうはかなり意欲的なんですけれど、伊是名村はいまーちょっと乗り気ではないというところも見え隠れするものですから、その辺の仲を取り持つためには、やはり県の仕事というものは大きいウエートを占めてくると思うんですよね。この伊平屋空港協議会の中でもーそういう面では土地は99.9%、地主の了解は得ているわけですから、あとは航空会社が就航するかどうかの問題になりますので、その辺は県はある程度指導力を持ちながら、3者でいろいろな会社に当たっていくような状況づくりができたら、どんどん進んでいくような状況ではないかと思うんですけれども、県が間に入って、その仲を取り持っていけるような状況づくりができるかどうか、その辺をお願いします。
- ○伊佐実春空港課長 その伊平屋空港協議会、また国土交通省交通政策審議会航空分科会というものもありまして、逐一お互いに意見交換を進めております。伊平屋空港につきましては、伊是名村はちょっと消極的ではないかというお話もありますけれど、部会の中ではいろいろ議論をしていまして、伊平屋空港の整備について、伊是名村が後ろ向きということはないと考えております。今後も、県が中心となってお互いに協議の場を設けながら、進めていきたいと思います。
- ○平良昭一委員 空港と架橋をリンクするような状況ですか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 空港については、今のところ伊平屋村と伊是名村の両村で1空港ということで進めております。当然、今大きい問題になっていま

すのは、航空会社、エアラインの就航でございまして、エアラインも採算がとれる、そのために利用客を多くしなければいけないということになりますと、伊是名村と伊平屋村、両方合わせた人口が約3000名ぐらいですかね、それぐらいいますので、両村民が利用しやすいような状況をつくる必要もあるのではないかと、需要喚起の面で、そう考えております。橋についてでございますけれども、前からありますけれども、ちょっと私見になるかもしれませんけれども、残念ながら両村の合併の話がありましたけれども、それがちょっと実現しなかったということで、もし両村が合併しますと、やはり行政の中で物理的につながるということが非常に大きなメリットになるのではないかと考えております。いずれにしましても、両村でこの伊平屋空港のハード面といいますか、環境の調査とかいろいろ調査も進んでおりますが、あとエアラインのことが一番大きな課題だと思います。今、国でも離島の住民の足の確保のための枠組みというものをどうするかということが議論されておりますので、そこの中で引き続き私ども県のほうも検討といいますか、取り組んでまいりたいと考えております。

- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 髙嶺善伸委員。
- ○髙嶺善伸委員 陳情第203号について、この写真を南風原町長が持ってきたんですよ。県道82号線ですが、回しますのでちょっと見ながら質疑させてください。本当に財源の少ない町は管理を徹底しているけれど、県道がそばにあって草ぼうぼうで歩けないと、何で県道の維持管理がこうなのかということで、陳情に来たついでに相当おしかりを受けました。それで、今度県において補正で県単道路維持費というものを1億2000万円組みましたよね。この平成20年度、平成21年度、平成22年度の3年間の当初予算額を教えてくれませんか。
- ○儀間朝範道路管理課長 まず、道路維持費は、まず平成20年度が10億9000万円でございます。それから、平成21年度が9億4400万円、そして平成22年度が9億3800万円です。ついでに雑草対策費も申しますと、平成20年度が4億2700万円、平成21年度が3億9100万円、平成22年度が3億7400万円でございます。
- ○高嶺善伸委員 国が年間の伐採等の回数を減らしたから、県道が荒れている というものではないですよ。予算は何も落ちていないですよ。私は、国の事業 仕分けを口実に、皆さんは県道の維持管理を怠っているんですよ。なぜ、平成

20年度に10億円余りあった予算が平成21年度、平成22年度とだんだん下がっていったのか。そこに原因があるのではないですか。南風原町の県道82号線-県道の維持管理の仕方、私はこれは恐ろしいなと見ているんですね。だから、国に責任をなすりつけていて、皆さんはやるべきことをやらなかったのではないのかなという気がする。この当初予算の道路維持関係の財源は何ですか。

- ○儀間朝範道路管理課長 県単独費でございます。一般財源です。
- ○高嶺善伸委員 一般財源というものは、もともと原資の中には地方交付税がありますよね。それは、道路の延長距離で配分されているんですよ。それは、他都道府県よりも少し加算されていると思っているのだが、地方交付税が維持管理分減ってきているものとは、私は見ていないんですよ。むしろ、平成22年度は1兆1000億円、地方交付税が加算されているんでしょう。ところが、県の維持管理費はどんどん削られて、今のような維持管理状態というものは、国の責任ではなくて皆さんの予算の優先順位の問題ではないですか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 道路維持管理費につきましては、年々減ってきてい る実情は先ほど申し述べました。私どもも、毎年これでは足りないということ を常々一四、五年前からそういう状況でございまして、当然私どもの予算要求、 土木建築部のほうからは適正な維持管理をするための予算、これだけ必要だと いう要望をしております。ただ、県全体の財政のもとの判断で、最終的な予算 といいますか、だんだん減らされてきている状況でございます。ですから、そ れを補うために我々もボランティア団体や組織を活用して何とかカバーできな いかと、あるいは当然、何名か職員を動員しながら直接やったりして、いろい ろな工夫をしております。しかし、これも限界にきているということで、たま たま国道がことしもぱっと出てきたので、我々は国道とは別の問題だと認識し ております。もともとこれは少ないと、十分だとは思っておりません。そうい うことで、観光立県の面でもこれは非常に大きな問題ではないかと。今後の道 路維持の非常に大きな問題として、土木建築部で考えておりますのは、観光立 県といいながら本当にさっきから話がありますように、空港から来てやはり目 につくのは道路-道路を通って行くわけですから、これは表玄関だという認識 は持っております。それで、財源としては県単費でございまして、これは県内 の自動車税であるとか、そういった県税で賄われておりまして、特別な財源は ございません。ですから、将来沖縄観光のために資するものであれば、観光の 重要性をかんがみれば、土木建築部としては、この道路予算というものは非常

に重要だと一特に維持関係ですね、良好にするためには観光振興の面からも、 私どもとしては予算はまだ十分ではないと、不十分だと認識しておりますので、 ことし1億2000万円つけていただいておりますので、当初予算分と今回の1億 2000万円をプラスした分は最低限必要だということで、私どもは次年度の予算 で、財政当局のほうに説明していきたいと思っております。

- ○高嶺善伸委員 念のために、平成21年度と平成22年度の地方交付税に含まれていると計算できる維持管理相当の予算というものは減っているのですか、ふえているのですか。
- ○儀間朝範道路管理課長 道路延長、道路面積で決まる地方交付税−もちろん 道路が減っているわけではございませんので、地方交付税は減っていないと思います。ただ、我々が財政課に要望しても、どんどん予算が削られていく状況 にあるわけですよね。ちなみに、平成17年度が道路維持費としまして12億円あったんですよ。これが、平成22年度が9億3800万円と約3億円減らされているわけですね。だから、地方交付税で道路の面積に応じて地方交付税は入ってくるはずなんですけれど、なぜかしら財政課はこの予算をどんどん減らしていっているわけなんですよね。
- ○高嶺善伸委員 私は、観光立県だから第一印象の道路の管理をちゃんとしてくれということは、県議会のみんなの意見なんですよ。決して国の予算は減らされていない。むしろ、県全体の優先順位の中で、県道の維持管理がおろそかになっているのではないかというのが私の考え方なんですよ。それで、国に責任転嫁せずに市町村も一生懸命やっているのだから、県は県道の維持管理はきれいにやろうということで、市町村長にかえって文句を言われないように、県道をきれいに管理して、初めて市町村の指導もできるのではないですか。だから、私は財政当局が悪いと思っているんですよ。皆さんは、きちんとこれだけ必要だと思って要求している。道路延長から地方交付税が減らされているわけではない。原資は、一般財源としてあるんですよ。これを我々も応援しますので、ぜひ次年度からきちんとした維持管理費の予算を確保して、また再びこういう指摘が土木文化環境委員会でないように、きれいな道路管理をしてください。土木建築部長、決意を聞いておきましょう。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 我々は管理部門といいますか、整備が済んでいる、 それに伴って管理の量というものはふえております。道路もしかり、河川もし

かり、その他の公共の施設もあります。ただ、地方交付税の仕組みがちょっと よくわからないところがありますけれども、これがふえれば一比例的にふえる かどうかということはちょっとそこまでは把握しておりませんが、しかしいず れにしましても、先ほどから申し上げているとおり、国は去年からことしにか けて、非常に大幅な激変がありますけれども、我々の県道につきましても、こ れはまた四、五年前から除々にではありますけれども、そういう問題が出てま いりまして、こういう皆さんのほうから指摘を非常にいっぱい受けるような状 況に至ったわけでございます。これを直すのは、やはり私どもは予算確保も大 事だと考えております。それから、ある程度ボランティアの皆さんにも協力を いただいて、自分の町内、あるいは身近な道路を愛していただくという考え方 を持っていただくためにも、それも含めて一しかしこれには限界がございます ので、先ほど言いましたように、この道路の維持予算につきましては、来年度 の予算に向けて、しっかりと要望していきたいと思いますので、また委員の皆 さん方のバックアップも、ひとつよろしくお願いいたします。

○高嶺善伸委員 いずれにしても、1900億円ぐらいの地方交付税があるのだから、皆さんの雑草代はちゃんとある。だから、負けないように理論構築をして要求してください。もう一つだけ、陳情に関する説明資料の56ページの県営団地の建てかえの件ですけれど、私もこの陳情に係る物件を見てきましたけれども、海のそばだからなのか、剥離現象もあるし、万一人身事故につながったら大変だなという気がいたします。指定管理者だから、指定管理をやっている業者がちゃんと実態を報告しているかどうか心配なのですけれど、その意味では、ぜひ平成23年度から始まる計画ですね、それから調査するのではなくてーもう皆さんは調査はしていると思うのだけれども、そういう老朽化の激しいところや事故につながりそうな箇所などは特にリストアップして、私は優先してやらないといけないのではないかと思っていますが、平成23年度以降の計画についてはどうなっていますか。

○渡久山盛清住宅課長 ただいま話のありました平成23年度からの計画、これは平成13年度から平成22年度までの沖縄県公共賃貸住宅ストック総合活用計画、これに引き続くものになるわけですけれども、現在、その策定−今年度中に策定する予定でありその作業中です。現在、検討委員会をつくりまして、メンバーは学識経験者、それから民間の方や行政も入っておりますけれども、それでいろいろ意見が反映できるということで、その作業をしているところです。それからあわせまして、私たちはこの対象団地−特に昭和56年以前の新耐震基

準ができる前の団地の耐震性の問題とか、それからただいま話のありました劣化の問題、そういった問題をチェックしまして、その検討を加えているところですので、そのまとめをして、年度内に今後10年の計画を定めていきたいと考えております。それから、日常的な管理につきましては、指定管理者と一緒になって、できるだけ良好な維持管理ができるように、必要な維持補修等もやっていただいていますので、連携をとりながら、その安全の確保のために今後とも努めていきたいと考えております。

- ○髙嶺善伸委員 ちなみに、直近の競争率といいますか、希望してその入居が決まる率というものはどれぐらいですか。今、3団地の陳情が出ていますので、それに限定して、概算でよろしいですのでお願いします。
- **○我如古敏雄住宅課住宅管理監** ただいま、手元に資料を持っていないので正確なことは言えないのですけれど、八重山地区については大体 3 倍ないし 4 倍ぐらいだと認識しております。今言っている新川団地等々の細かい資料は持っていません。
- **〇髙嶺善伸委員** 僕は10倍ぐらいあると思っているんだがな。わずか三、四倍 の話ではないでしょう。
- ○我如古敏雄住宅課住宅管理監 石垣市登野城とかそういった部分については 多いのですけれど。
- ○高嶺善伸委員 とにかく、人口がふえているんですよ。石垣市は、若い世帯 もふえている。だから公営住宅に対する期待が大きい。今度改築するときには、 そういう待機者などの需要も視野に入れて、ただ同じ戸数を建てかえるのでは なく、需要に合った行政サービスが向上するような配慮も入れた上で、平成23 年度以降の改築を進めてもらいたいと思いますが、その配慮はどんなですか。
- ○渡久山盛清住宅課長 建てかえに際しましては、その地域の実情をできるだけ私たちも反映したいのですが、ただこれまでの10年間、県営住宅を中心に言いますと、建てかえを1000戸余りやってきておりますけれども、現在、私たちが整備をしたいということで、毎年度、国庫補助等の確保に努力しているのですが、なかなか私たちのやりたい計画に見合う予算の確保が大変厳しい状態ですので、これは県と市町村が毎年度、首を突き合わせてその整備の量を協議し

ながら進めておりますけれども、現在の戸数を上回ってつくるということは、 今のところ大変厳しい状態だということで、私たちも日々悩んでおりますが、 ただできるだけ地域にこたえられるような整備ができるように、市町村と連携 しながら県も頑張っていきたいと考えております。

- ○髙嶺善伸委員 よろしくお願いします。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 嘉陽宗儀委員。
- ○嘉陽宗儀委員 最初に陳情に関する説明資料の55ページの陳情、この処理概要の3番目に県発注工事における下請契約及び下請代金支払いの適正化を図るため云々とありますけれども、県発注の公共工事における受注者が倒産したという事例は最近ありますか。
- **〇仲田文昭土木建築部長** 最近がどの範囲までかちょっとあれなんですが、この一、二年の中ではないように思えます。
- **○嘉陽宗儀委員** 私のほうに来ているものは結構ありますからね。土木建築部長には届いていないみたいですが、なぜこういう質疑をするかというと、入札参加するときの業者の資格審査が、適正にやられていないのではないかという疑問があるんですよ。その財力について一入札参加資格審査する場合に要素がありますよね。従業員が幾らか、資本金が幾らかとかいろいろありますよね。その場合の財力というものは、皆さん方が入札参加させるその事業の幾らぐらい前のものを調べていますか。
- **○喜瀬普一郎土木企画課長** 2年に1回の経営事項審査というものがございまして、その中での数字になります。
- ○嘉陽宗儀委員 今リーマンショックの話をするわけではないんですけれども、不況で突然不渡り手形を出してにっちもさっちもいかないと、そして倒産していく状況がある中で、皆さん方が公共工事を発注した、そして完成もしないのに皆さん方は代金を払ってしまって、下請業者が金をもらえないと私に相談に来ているんですよ。そういうことを考えたら、実際上、発注する場合の財力をきちっとやらないと、今1カ月前のものでも不渡り手形を出して倒産だか

らね。工事は皆さん方から受けて、それを下請に発注した。下請業者のほうは、 資材を買って仕事をしたけれども、元請業者から金が取れないということがあ るわけですよ。そういう場合に、皆さん方は解決策があるのですか。皆さん方 の瑕疵ある行為ですよね、発注の仕方が。工事した下請業者には全く何も責任 はないけれども、莫大な損失が与えられているという事例が幾つかありますけ れどもね。

- **○喜瀬普一郎土木企画課長** 財務状況につきましては、先ほど申し上げましたように、経営事項審査に基づいてはおりますけれども、発注の前に我々としては、民間の調査機関から毎日の速報を得ておりますので、その中で最終的にはチェックして発注している状況でございます。
- **○嘉陽宗儀委員** そうすると、皆さん方としても瑕疵はないと、ちゃんとやっていると。しかし、実際上は見せ金だったりいろいろなものがあって、金はないけれども、工事を受けて下請に回し下請業者が仕事をしたけれども、下請代金が払えないという、こういう事例の場合に皆さん方はどう対処しますか。
- ○喜瀬普一郎土木企画課長 実際、倒れた企業につきましては、支払いをしないということについて非常に遺憾なことでありますけれども、我々としては、その受注した業者が倒れたときのための金融機関のセーフティーネットというものがございますので、それを利用していただいているということになります。ただ、それでも払えないという場合は、我々としては企業に当たって指導等もいたしますけれども、それでもやはりらちが明かない場合は、下請の会社のほうから、沖縄県建設工事紛争審査会というものがございますので、それに基づいた形で処理していくということにしております。
- ○嘉陽宗儀委員 時間がありませんから、きょうはこれ以上余り突っ込みませんけれども、実際そういっても取れなくて、それで僕のほうに来たから、例えばわかりやすい例として、前にここでやった話をやります。例えば、糸満漁港を整備した、湾岸を整備した、全部石を積み込んだ、しかし石業者から石を買って港湾整備をしたけれども、金を払わないうちに元請業者が倒産して、石を入れた業者一下請業者は金一銭も取れないという相談でしたので、県が払わなかったら、あなた方が入れた資材代−民法上は問題ないから打ち壊してその石を引き上げなさいと僕は指導しました。例えば、そういうことになるのですよ。ほかの例もいろいろあります。これは、法的にきっちり整備しておかないと、

今の不況の中で建設業界の公共工事が減る中で、やはりどんどんまじめに仕事をした人たちが被害をこうむるという実態がありますからね。やはりこれについては、きょうはもうこの辺でおさめますけれども、相談に行ってもらいますので、来たらちゃんと対応してもらえますか。

- ○喜瀬普一郎土木企画課長 はい、承知いたしました。
- **○嘉陽宗儀委員** そういうことで、質疑はまだたくさんあったけれど、やめます。例の泡瀬干潟の問題でたくさん質疑項目はあるんですけれども、この新しい事業計画について土木建築部長は、沖縄市の事業計画書はデータに基づいているので正確ですと、だから問題ありませんという答弁をしていますよね。そこで沖縄市は、使ったデータについては、私が指摘したものの中で間違っていましたと言っているものもあるけれど、それを皆さん方は正確だということで県議会で答弁しているけれども、問題はありませんか。
- **〇神田豪港湾課長** 前回の土木文化環境委員会でもありましたように、マイナスの表示があるということがありました。それについては、1%未満という軽微なものであるということを沖縄市から聞いております。
- ○嘉陽宗儀委員 沖縄市当局の担当者と話を詰めていったら、例えば需要予測についても、根拠はないということを私に言っているんですよ。皆さん方は科学的根拠はあると言うから、これは調整してもらえませんか。皆さん方は沖縄市のほうに行って、私が6月定例会及び9月定例会でいろいろ質疑していますよね。議事録もたくさんあるけれども、皆さん方は私が指摘した点について、沖縄市のほうと詰めて本当に正確かどうかということを確かめてきましたか。
- ○神田豪港湾課長 今ちょっと具体的事例で話されていないので、内実はちょっとわかりにくいのですけれども、基本的な立場といたしましては、沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各施設の需要予測、施設規模等について、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもって算出されており、県としましては、経済的合理性を有するものと考えております。
- ○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのは、私はるるたくさん、後で質問書で済まそうと思っているのだが、いろいろ私なりにあの事業計画書を検証して、その検証も全部沖縄市からデータをもらって、確認をして問題だという、その経過があ

るんですよね。それについて、沖縄市のほうもいろいろ問題がありますと認めているのに一つくったほうは認めているけれど、認めないのは皆さん方だけなんですよね、非常に不思議なことに。それで、僕がきょう確認しなければいけないのは、私が指摘した点について沖縄市と照合して、突き合わせて確認すべきではないですか。質疑は何回もやっている。

- ○神田豪港湾課長 前回の土木文化環境委員会で、いろいろ我々が確認すると言ったことについては、沖縄市とも話し合ってできる限り確認はしております。
- **○嘉陽宗儀委員** では1つ聞きますけれども、例えば需要予測で延べ415万人が来ることになっていますね。ところが、今沖縄県で観光客が一番多い場所は海洋博公園ですよ。向こうが340万人ぐらいかな。この415万人という根拠は、どこからきているかということをちょっと説明してもらえますか。
- 〇神田豪港湾課長 415万人の根拠はいろいろあるんですけれども、今ちょっと観光客の話をされましたので、この415万人のうち、観光客は約4分の1程度となっております。
- ○嘉陽宗儀委員 本部町の海洋博公園の場合、あれは観光客だけの入園者数ですか。
- **〇神田豪港湾課長** そこは把握しておりません。
- ○嘉陽宗儀委員 把握していないで、そういう仕事が務まるの。
- ○神田豪港湾課長 本部町の海洋博公園の入場者数ですよね。300何万人かでしたか、前の資料はあるんですけれども、手元にあるデータでは約367万人ですが、これはあくまでも入場者数でございまして、このうち観光客が幾らかというデータは、今手元にはございません。
- **○嘉陽宗儀委員** そういうことですね。それで、我々が向こうに行っても我々の数はみんなカウントされている。観光客だけではない。だから、観光客数についてもおかしいけれども、皆さん方は実際上、観光客が何パーセントで、残りは地域から来ると言っているけれども、地域の人たちがみんな来ても一あれは沖縄県の人たちはみんな行っていますよ、海洋博公園にね。それでも、その

人数にしかならない。なぜ、ここは隣近所の沖縄市、うるま市から来たら、これだけの415万人という数になるのか不思議だから私は聞いているんですよ。

- ○神田豪港湾課長 算出根拠はもうちゃんとしてあるんですけれども、今海洋博公園との違いはということですので……。
- **〇嘉陽宗儀委員** 違いではない。あんな人数が一向こうも360万人ぐらいなのに、なぜこっちに415万人も来るのかと言っているんだよ。
- ○神田豪港湾課長 その大きな違いは、海洋博公園はいわゆる観光施設に水族館とか何とか館とかーところが沖縄市の土地利用計画案はビーチとかいわゆる商業施設とかスポーツ施設とか複合的なものになっておりまして、入場者数−来る方が基本的に違うということで、それで大分多くなっております。
- **○嘉陽宗儀委員** これについては後で、別の機会でやります。県のこの事業についての持ち出し分は幾らですか。
- ○神田豪港湾課長 306億円となっております。
- ○嘉陽宗儀委員 306億円の財源は何ですか。一般財源からですか。
- ○神田豪港湾課長 主に国庫補助を考えております。
- **〇嘉陽宗儀委員** 国庫補助になるか、政府とも交渉中ですから、また後で話ししますけれども、306億円に道路建設費用-インフラストラクチャー整備は含まれているのですか。
- 〇神田豪港湾課長 含まれております。
- ○嘉陽宗儀委員 含まれているのであったら、道路部分は幾らですか。
- ○神田豪港湾課長 306億円のうち、道路は131億円となっております。
- **○嘉陽宗儀委員** 皆さん方は、人工ビーチの整備を含めて、全体として、残りはその他に回るわけですね。大体どういう整備がありますか。この沖縄県の港

湾施設等の整備に関して、道路以外に何があるのですか。

- ○神田豪港湾課長 道路のほかに人工ビーチや緑地、それから物揚げ場やマリーナ、それから埋立地地盤改良、さらに防波堤や泊地しゅんせつなどが含まれております。
- ○嘉陽宗儀委員 その金額は幾らですか。
- 〇神田豪港湾課長 まず、道路事業-道路が131億円、人工ビーチと緑地が98億円、物揚げ場、マリーナが35億円、埋立地地盤改良が24億円、防波堤、泊地しゅんせつが18億円、計306億円となっております。
- **○嘉陽宗儀委員** これも沖縄市の説明と数字が違いますけれども、道路の草も 刈る金がないのに、よくこれについては皆さん方はたくさん取ってくるという 自信があるのですか。
- ○神田豪港湾課長 これは、主に国庫補助を中心に考えております。
- **○嘉陽宗儀委員** この前に30年間、1億8000万円の赤字とういうものがありますけれども、この事実は間違いないですか。30年間、運営段階で毎年1億8000万円の赤字が出るということは。
- 〇神田豪港湾課長 30年間のトータルの収支で、67億円の負担が想定されております。沖縄市の負担が想定されております。
- **○嘉陽宗儀委員** 整備段階、運営段階の両方で67億円だけれども、私が今問題にしているのは運営段階で39億円、これを計算すると毎年1億8000万円、毎年続くという事実は間違いないでしょう。
- 〇神田豪港湾課長 運営段階で毎年1.8億円の赤字と、そのほか逆に土地賃貸 と税収などの収入があります。
- **○嘉陽宗儀委員** ごまかしてはいけない。それを含めて、トータルで結局は1 億8000万円の赤字と書いているのだから、沖縄市のほうは。だから、毎年赤字 であるのに、経済的合理性があるというから僕は問題にしているんですがね。

それで委員長、たくさん質疑を準備してきましたが、みんな早目に終わってほしいという顔をしていますから、この質問項目をペーパーで出しますので、港湾課長、大体僕が今まで質疑していることだからね。質疑をきょうやろうと思って準備してきたけれども、時間がないので、この質問項目について一きょうじゅうというわけにはいかんだろうから、できたら来週の月曜日か火曜日までにちょっと回答してもらえませんか。皆さん方の考え方一こうすればここで僕はやめておく。できないのであったら今、一問一答して夜中までかかるよ。

- ○神田豪港湾課長 わかりました。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 吉田勝廣委員。
- **〇吉田勝廣委員** さっきの話-陳情第203号だけれど、いわゆる防草対策、今 どこどこをやっているのですか。これは、我が沖縄県の観光にとって一番大事 だと思うから。
- ○儀間朝範道路管理課長 現在、例えば沖縄本島北部管内でしたら、国道331号とか国道449号とか一これは県管理のものですけれども、そのほか沖縄県道84号名護本部線とか、いろいろなところでやっております。
- ○吉田勝廣委員 この防草対策の予算は幾らですか。
- ○儀間朝範道路管理課長 今、吉田委員がおっしゃっている防草対策というものは、いわゆる草刈り業務ということですか。防草対策というものは、先ほど申しましたように、雑草を抑えて成長の遅いものを植えたりとか、ちょっとした路線を選んでやっている状況でございまして、これに対する予算が幾らというものは、今国と一緒にやっているものですから、これに対する予算は、うちとしてもこれに幾らということはまだ決めていないです。
- ○吉田勝廣委員 だから、先ほどのり面もコンクリートでやると、そういうことがあるものだから、またさっきの写真でも木を植えて、そこに敷地して草が生えないようにやるという、しかし、こういうことをするときには、やはり環境とか自然とか文化とか、そういうことと一体となってやったほうがいいのではないかなと。また、あるいは市町村も入れて−さっき土木建築部長が言って

いたいわゆるボランティア、そうしないととてもではないけれど管理はできな いと僕は思うのよね。ただ業者にお願いして、何というか失業対策もできると 思うのだけれども、ここはやはり総合的な形でやってもらいたいし、例えば僕 がヤンバルをいろいろ回って、現在、県道104号線を含めて、今コンクリート で全部やろうとしているわけですけれど、のり面を含めてね。そうすると、あ なたは1メートルちょっとと言ったけれども、のり面が1.5メートルしかない ところは、1メートルのコンクリート張りをやってしまうと、もうほとんど美 観を損なうわけです、ヤンバルの道路の。また、あるいはその侵食性、水の侵 食というのかな、こういうものも非常に生物がどう生きるかとか、そういうこ とを多面的に議論しておかないと、将来僕は汚点を残すのではないかなと。と いうのは、ヤンバルの何道路かな、国頭村与那から行くでしょうー県道2号線、 向こうに。あの辺も全部やっているわけですよ、のり面をセメントに。だから、 そういうのり面を何でコンクリートにするのかなと。かえって、草を生やして 掃除したほうがもっと生きるのではないかなと、生物を含めて。あのような自 然なところをコンクリートでやったらーヤンバルクイナもいろいろな生物も、 そういう草の中で生きるわけでしょう。バッタなどを小鳥がそれを食うわけだ から、要するに、大きな木の中ではバッタは生きないわけで、ああいうのり面 の草のところでバッタは生きるわけですね。それがまた、小鳥のえさになるわ けです。あるいは、またキノボリトカゲのえさになるわけです。そういうこと を考えてやらないと、ただ何というのかな、まさに防草対策だけで物事を考え ていたら、ちょっとよろしくないのではないかな。だからそういう意味で、文 化とか環境とかあるいは観光とか、そういうものが一体となって、あと市町村 も入れて、ではどうするんだということを含めてやったほうが非常にいいです よ。さっきの写真-1本木が生えて、そこに何も生えなかったらおもしろくな いでしょう。だから、1本木が生えたらそこに15本の花木を植えて、ここを生 かすわけですよ、逆に。ウンジュは防草対策ばっかりやるからだめではないか。

○儀間朝範道路管理課長 今おっしゃったように、斜面が1.5メートルしかないところに1メートルのコンクリートを張るということはまずないんですよね。連続的な場所で、たまたま低くなったところも同じようにやっていることもあるかもしれませんけれども、大きなのり面で1メートルくらいのコンクリートを張ると、雑草が歩道にはみ出さないということで、歩行者の円滑な交通が確保できるようにということでやっておりまして、ですから限られた予算の中で、コスト面の調整を図りながらやっていかないといけないのが現実ですので、しかし我々としては、県道2号線などでは逆にエコロードをつくったりし

て、生き物にやさしいボックスカルバートをつくったりして、そこから道路を 横断しなくてもボックスカルバートから横断できるようにとか、そこら辺は我 々も環境を考慮してやっております。

**〇吉田勝廣委員** だから、それはそれで結構だと思うけれども、しかし見た目 だ。のり面をセメントで固めるという-僕はよく見ているから、県道104号線 も含めて。そうすると、今高速道路などでは何をしているかというと、植えた 木を抜いてまたコンクリート詰めにしているわけだ。ただ、そういうことが果 たしていいのかと。例えば車を運転していて、右側に木が生えていたら対向車 が来ても目が疲れないわけだよ。このために、その中央分離帯に対して植栽を することによって事故が起こらないと、こういう役割があるわけなんだよ。だ から、僕が言ったのはその話をしているわけよ。ただ草対策のために、そうい う自然とかいろいろやってもだめですよと。それより、もうちょっと創意工夫 して、総合的に物事を判断しましょうねと言っているだけの話ですよ。予算と いうものは有効的に使って、今あなたは13億円あったものが9億円ちょっとに 減らされて、この何カ年で大変かもしれないけれども、しかしそうすることに よって、また損している部分もたくさんあるわけですよ。そういうところから、 観光とか文化とかそれから植林とかいろいろなそういう生物の-生物の多様性 などいっぱいあるけれども、そういう観点から考えてくださいねということを 僕は言っているわけよ。

**○儀間朝範道路管理課長** 道路防草対策検討会といったことも含めて、検討する場でございますので、まさにおっしゃったことを検討するのが道路防草対策検討会ですので、これから検討して環境にも配慮して、ただコンクリートで固めるだけではなくて、またほかの方法も考えてやっていきたいと思います。

〇吉田勝廣委員 僕が今言っているのは、今あなた方がやっているから言っているのよ。僕が言っているのは、現にそういうことを施工しているから、前までは防草対策について聞いたことがなかったから、新垣安弘委員がそのように言うから、防草対策もちゃんとやってつくっていたんだねと。要するに、問題は県道の雑草がぼうぼうとしているから見た目にも悪いし、さあどうするかと。要するに、草ぼうぼうにしているからそこは通れない。国道も含めていっぱいある。そこをまさにボランティアとか市町村を含めて、自分の国道のところはどうするか、自分の県道のところはどうするかと。例えば金武町で、県道104号線の草刈りでもやろうではないかとか、そういうことをやりながら、自然を

大事にさせようということでやればいいのではないかと僕は言っているわけよ。ただ、それをコンクリートでというのはおかしい。あなた方は専門家だから、こういうコンクリートで固めてやろうとするからーそこは1回やってしまえば、あとは半永久的になってしまうから。今あなた方がやっているから僕は言っているのよ。要するに、道路防草対策検討会でいっぱい議論をして、その中で結論が出て施工するのであったら、まだちょっと理解をしたいと思うけれども、今はあなた方の仕事がもう進んでいるからそれを言っているんですよ。

- **〇仲田文昭土木建築部長** 防草については、いろいろ問題提起をされているものがいっぱいあります。ただ、一方的な1つの視点からではなくて、道路もいろいろな役割を持っておりますので、総合的な環境、それから安らぎとかそういったものもあって、その場所場所によっても特性はみんな違いますので、それを踏まえながら、対策一ボランティアの活用とかそういったものを総合的に検討していきたいと思っています。
- ○吉田勝廣委員 頑張ってください。
- 〇當山眞市委員長 先ほどの髙嶺委員の質疑について、我如古敏雄住宅課住宅管理監から答弁の訂正をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。 我如古敏雄住宅課住宅管理監。
- 〇我如古敏雄住宅課住宅管理監 先ほどお答えした倍率の件で、平成22年度の新しい県営新川団地、真喜良団地、真喜良第二団地の倍率が届いておりますので、ちょっと訂正したいと思います。新川団地が約9倍、真喜良団地が約5倍、真喜良第二団地が約8倍ということでございます。大変申しわけありませんでした。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。
以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

## (休憩中に、執行部入れかえ)

### ○當山眞市委員長 再開いたします。

次に、甲第5号議案平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)について審査を行います。

ただいまの議案について、企業局長の説明を求めます。

宮城嗣三企業局長。

**○宮城嗣三企業局長** それでは、ただいま議題となりました甲第5号議案について、御説明いたします。

平成22年第6回沖縄県議会(定例会)議案(その1)の18ページをお開きください。

平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、国の補 正予算等に伴い名護~本部送水施設の耐震化を推進するために、資本的収支予 算を増額補正するものであります。

同施設は、布設後30年以上を経過し、漏水事故が発生するなど腐食により管体自体の強度及び耐震性が著しく低下していることから、現在、安定給水の確保を図るため、管路の耐震化を進めており、同事業を推進するための補正であります。

第2条は、当該事業に必要とする資本的支出の建設改良費3億446万8000円 を増額補正するとともに、資本的収入について、国庫補助金2億2835万円を増 額補正し、当該事業に要する財源として充当するものであります。

なお、当該収入額が支出額に対して不足する額7611万8000円は、同条の括弧 書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損 益勘定留保資金などで補てんすることとしております。

以上で、甲第5号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

## ○當山眞市委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、甲第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嶺井光委員。

- **〇嶺井光委員** 老朽化によるものですよね。これは年限とか決まっているので すか。
- **○宮城嗣三企業局長** 今の御質疑は、耐用年数ということでございますか。耐用年数というものはありますけれども、同施設は30年以上経過しておりまして、結構漏水事故が多発している地域ということで、平成21年度から計画的に整備を進めているところでございます。
- **○嶺井光委員** 言いたいのは、責任分界点の話がありますよね。あれもかなり 年数がたっていますよ。ああいうものも、こういう事業でできるのですか。
- **○宮城嗣三企業局長** 責任分界点とは関係なしに、我々としては老朽化した施設については、改善という観点もございますが、もう一つは、耐震化という観点もございまして、できるだけそういう老朽化した施設から優先的に取り組んでいくという方針を持ってございます。
- ○嶺井光委員 今のところは、責任分界点という話はしないで、ある意味、企業局の持ち分だという視点で、ぜひ古いものからどんどん改善していく。そうすることによって、皆さんが目指している方向に近づいていくと思いますよ。頑張ってください。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、企業局関係の陳情平成21年第194号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

宮城嗣三企業局長。

**○宮城嗣三企業局長** 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いた

します。

企業局関連の陳情は、継続1件となっています。

陳情平成21年第194号の2平成21年度中城湾港(新港地区)振興に関する陳 情の記の5、工業用水料金の設定につきまして、処理概要に変更はございませ んので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○當山眞市委員長 再開いたします。

次に、文化環境部関係の陳情平成20年第64号の2外21件の審査を行います。 ただいまの陳情について、文化環境部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明 をお願いいたします。

下地寬文化環境部長。

**○下地寛文化環境部長** それでは、文化環境部所管の陳情について、お手元の 資料、土木文化環境委員会陳情案件資料-陳情に関する説明資料により御説明 いたします。

文化環境部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続21件、新規1件となって おります。初めに、継続21件中、処理方針に変更がある1件について、御説明 いたします。

資料の14ページをお開きください。

陳情平成21年第190号男女共同参画の活動拠点施設「宜野湾市人材育成交流 センターめぶき」の増築等への財政的支援に関する陳情につきましては、平成 22年12月7日付で、内閣府から県に対して、今年度事業に係る補助金の交付が 決定されたことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

継続の陳情の変更分に係る説明は、以上でございます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の23ページをお開きください。

新規の陳情第205号について、御説明いたします。

陳情者は、沖縄生物多様性市民ネットワーク代表伊波義安氏外2名であり、 件名は、沖縄県の生物多様性に関する地域戦略の作成の進め方に関する陳情と なっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1、沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)の策定につきましては、平成22年度より取り組んでいるところであり、現在、本県の沿岸域から陸域に至る自然環境の状況を把握するための既存文献資料の体系的な整理などを行っております。

また、生物多様性に関する普及啓発を目的とした講演会を、本年の11月に那覇市で開催したところであり、宮古島市、石垣市においても開催することとしております。

平成23年度からは、生物多様性の保全と持続的な利用に係る方向性や目標、 行動計画等について本格的な検討を行うこととしており、県内各地で地域の人 々の意見を聞くワークショップや、幅広い意見を交換するシンポジウム等を開 催し、その成果を、有識者、行政機関、事業者団体、NPO等からなる戦略策 定に向けた検討委員会へ反映させていきたいと考えております。

2、本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候のもと、多くの島々からなる島嶼という地域特性から、多種多様な生物が生息・生育しており、特徴ある微生物資源を数多く有しています。

このようなことから、県では、微生物資源の有効活用による県内のバイオ関連産業の発展に寄与することを目的に、微生物資源について探索を行い、各種機能性分析や体系的整理を実施し、データベースを構築したところであります。

生物資源の利用と利益の配分については、本県のバイオ関連産業の発展に寄与するとともに、生物多様性の保全と持続的な利用を図る観点から、関係部局で連携し、その仕組みづくりについて検討していきたいと考えております。

以上、文化環境部に係る陳情案件について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當山眞市委員長 文化環境部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡 潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** 新規の陳情第205号について、私は前も一般質問で生物多様性の地域戦略をちゃんとつくるようにと質問をしたことがありますけれども、 今それは具体的にはどのぐらい進んでいますか。
- ○下地寛文化環境部長 処理方針にも少し触れておりますけれども、現在、県民に対する普及啓発、講演会などをしたり−11月20日にもやりましたけれども、そういうものをしたり、それから既存の文献からどういった形でその生物多様性に係る−まず先に県民に普及啓発をするということが大事ですので、そのための準備をしているということで、来年、再来年という形で作成に向けて取り組みを行う予定になっております。
- **〇嘉陽宗儀委員** タウンミーティングは、1回那覇市でやったということですか。
- **○下地寛文化環境部長** タウンミーティングという形ではなくて、実は千葉県が非常にいい地域戦略をつくっているということで話を聞いておりましたので、その策定にかかわった委員を呼んで、講演会をしたということです。
- ○嘉陽宗儀委員 ぜひそういう面では、これはやはり県民に知らせるといろいるな知恵が出てくると思います。ぜひ、そういう努力はしてください。それから、処理方針の中で、生物多様性の保全と持続的な利用を図るという説明がありますけれども、この中身をちょっと説明してもらえますか。
- **○下地寛文化環境部長** 多様性とその利用ということですけれども、やはり沖

縄県というのは非常に微生物-本土とかほかにはないような微生物が多くいるということと、それからそういったものは非常に特殊性があるということ、特殊効果があるということで、例えば医薬品とかいろいろな健康食品とかいろいる健康関連産業とかそういったバイオ産業に結びつくようなものがたくさんいるということで、そういったものを基本的には探索して、有用性を検証して、それをバイオ産業に生かすというような視点から、沖縄県のこの生物多様性というものを保護するというようなイメージで今進んでいます。

- **○嘉陽宗儀委員** この有用な微生物もいろいろあるんでしょうけれども、特に 私はあのバクテリアについて関心を持っており、TTC-株式会社トロピカル テクノセンターに行ってみたら、結構いろいろ今保存していますね。今何種類 ぐらいやっていますか。
- ○下地寛文化環境部長 これは、企画部を中心にしていろいろな調査をしていますけれども、今1万7440株の微生物を収集しまして、それをいろいろな形で解析をして、もう既に5268株を基本的には有用な生物のデータベースとして構築してあります。
- **○嘉陽宗儀委員** この微生物資源で、数多くの産業ができる可能性がいろいろありますよね。具体的にはEMなどもその1つだと思うんですけれども、この場合、特に国際会議が開かれて一発展途上国との問題もあるでしょう。利用と利益配分ということで大分もめて、結局うまくいかなかった。これについては、県はどういうぐあいに考えていますか。
- ○下地寛文化環境部長 COP10-生物多様性条約第10回締約国会議でそういった利益配分というものは議決されて、そういったものをしっかりしようということは、たしか宣言として採択されたと聞いていますけれども、やはり県としては、沖縄県にある有用な微生物を沖縄県の産業振興に生かすということが一番大事なことですので、基本的には、やはりその地域の生態系を大事にしながら、それを有効に沖縄県のこのバイオ産業の振興に生かすという視点で、やはりしっかり取り組むということが大事ではないかと思っています。
- **〇嘉陽宗儀委員** 基本的に重要なことは、この仕組みづくりですよね。これについて、どういうぐあいに考えていますか。

- **○下地寛文化環境部長** 仕組みづくりというものは、やはり基本的には、その有用な物質がどういう効果があるのかということをしっかり解析すると。それをやはり知的財産として、例えば沖縄県で登録するとか、それから共同研究した会社と大学などと一例えば何割ずつ、お互いの研究成果を出すかとか、そういった形の法律といいますか、ルールづくりをしっかりするということが一番大事かと思っております。
- ○嘉陽宗儀委員 もう5時になりましたので、終わりますからね。仕組みづくりをしっかりやって、僕は沖縄県のこういう資源のないところで、有用微生物の活用を含めて、非常に重要な仕事だと思いますので、さすが下地文化環境部長のときにやったなと言われるように、頑張ってください。以上、要望を申し上げて終わります。
- **〇當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。 大城一馬委員。
- ○大城一馬委員 古い話になりますけれども、土木文化環境委員会陳情案件資料の9ページ、陳情平成20年第201号の2-平成20年12月4日に出された陳情です。吉の浦火力発電所の件ですが、この件の経過はどうなっておりますか。
- **○下地寛文化環境部長** 吉の浦火力発電所の件については、ここにも書いてありますように、中城村と沖縄電力株式会社と県の3者で、環境保全協定を締結しております。今後、この環境保全協定に基づいて、しっかり環境モニタリングを実施していくということになります。
- ○大城一馬委員 この事業の進→状況はどうなっていますか。
- **○下地寛文化環境部長** 工事の進**›**状況については、正確にちょっと聞いていないのですけれども、陸上部分の工事を行っているということで、一応、一部供用開始が平成25年ごろとなっております。
- ○大城一馬委員 それで、この中城湾の水域というものが、いろいろな環境汚染等が懸念されている中で、ちょっとこじつけになりますけれども、去る10月24日ですか、例の南西石油株式会社による油流出事故がありましたよね。相当な油が拡散しているということで、沿岸の漁業協同組合関係者が非常に懸念を

して、例えば与那原町でのヒジキの問題で今後どういう影響が出てくるのかわからないということもあるんですよね。そして、補償の問題も環境影響調査もまだやっていないというような話が聞こえてくるんですけれども、これは御承知のように、結果的には人為的な事故だったということもあるものですから、この件についてはどこまで対応が進んでいるのか。

○下地寛文化環境部長 12月15日付で、その後の状況の報告を受けております。 回収された廃油は32ドラム缶相当、それからいろいろな海岸に漂着したごみなどに付着したものもありますけれども、1万2782本分のドラム缶の廃棄物を収集したという状況です。全体として、回収はほぼ済んでおりますけれども、その後環境調査などを実施しているということで、今のところ特に問題があったという報告はないのですけれども、ただテトラポッドなどに油が着色しているのが確認されたということも聞いておりますけれども、この南西石油株式会社と地元の皆さんといろいろな補償とかの話し合いもなされていると聞いております。私も、事故発生から5日後ぐらいに現場を確認しに行ったわけですけれども、南城市佐敷ですね、そこら辺の現場で総出で除去作業をしていた皆さんに会っております。

○大城一馬委員 まだ、具体的な交渉には入っていないと私も報告は受けておりますけれども、やはりこれはあれだけの油ですから、当然その辺の影響というものはこれは確実に出てくるだろうと。ましてや、ヒジキなど海の底のものですから、なかなか表に出てくるのはあれですけれどもね。やはり、生育するためのそういったことも踏まえると、極めて厳しいということで懸念しているわけですよね。当事者、いわゆる南西石油株式会社と当該漁業との問題ということだけではなくて、やはり県もしっかりこの件については対応して、いろいろな調査も含めて、あるいは補償も含めて、万全の対策を立ててほしいと思っておりますけれども、決意を聞いて終わります。

**○下地寛文化環境部長** 今おっしゃったとおり、その重油の流出によって特に 干潟とかですね、そういったところの生物、それから生息環境というものへの 影響が懸念されると考えておりますので、引き続き我々としても、公共水域の 調査とか定時的にやっていますので、そういったことも含めて、しっかりその 状況を把握していきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

- **〇吉田勝廣委員** 陳情第205号ですね、ちょっと教えてください。微生物資源 とは、大体どういうものを指しますか。
- ○下地寛文化環境部長 微生物は非常に幅広いのですけれども、泥の中にも菌がいっぱいいるわけですよね。それから海にも、サンゴもそうですし、藻もありますし、小さな生物もいっぱいあります。そういったものを総称して、微生物ーですから海から陸、全域にわたる微生物という意味で、それもありますし、例えばカビみたいなものもありますけれども、例えばカビからその薬をつくると、やはり経済的な波及というものは物すごいわけですね。そういった意味で、いろいろなこの泥の中、海の中からその微生物を探してきて、こういうものにどういう機能があるかというようなものを調べて、何かをするというのですかー例えば植物もありますので、今さっきヒジキの話が出ましたけれども、ヒジキのある成分に美白効果があるということが証明されていて、これが例えば化粧品とかに使われると経済的に非常によくなると、バイオ産業の発展につながると、そういうイメージですね。
- **〇吉田勝廣委員** その微生物というものは、大体大きな陸地ー沖縄本島ではどこに存在しているのですか。
- **○下地寛文化環境部長** 基本的にあらゆるところにいると。ですから、泥の中でも、砂浜でも、海の中でも、陸上のヤンバルの一例えば山の中でも、どこでもいるわけですね。そういったものをうまく探してくるわけですね。ですから先ほどの話も、1万何株を調査したということも、そういうことです。
- **〇吉田勝廣委員** そうすると、それを有効利用というか、バイオ産業に生かしたいと言っているわけだから、例えば沖縄県の微生物の特殊性というものはあるのですか。
- **○下地寛文化環境部長** やはり、亜熱帯という条件だと思いますけれども、物すごく数が多いわけですね、ほかの地域と比べて。それは、例えば天気などにもよりますけれども、非常に厳しい地域にいる微生物は何かに対する耐性が強いとか、特殊な力を持っているということで、そういったものを解明して、健康産業に使われたり、医薬品に使われたりといった感じです。

- **〇吉田勝廣委員** そうすると、それを研究する団体、研究するグループ、それは今、沖縄県にたくさん存在しているのですか。あるのですか。
- ○下地寛文化環境部長 企画部で中心になっているのは、県の機関としては沖縄県工業技術センターとか沖縄県農業研究センターとかいろいろなーこれと連携するというものは、例えば動物と関係する場合は、沖縄県畜産研究センターなども連携しますし、それから民間では今バイオ企業も20数社ぐらい沖縄県で物すごく今育っていて、そういった企業、それから国立大学法人琉球大学、それから最近は沖縄科学技術大学院大学の研究者などもうるま市にいますので、彼らとも共同研究体をつくって一緒にやるという形で、これは一つ一つのいろいろな機能性を見つけるような作業を一要するにDNAも使った高度な分析もしておりますので、そういう形で進めています。
- **〇吉田勝廣委員** 微生物というものは、環境とは余り関係ないのですか。関係 ありますか、環境とは。例えば、山火事が発生したとか、山を崩すとか、いろ いろな意味で。その微生物が存在する、生きていくための環境というものはあ るのかなということです。
- ○下地寛文化環境部長 沖縄県の気候とか特殊性に合った微生物が、沖縄県にたくさんいるわけですよね。そういったものは、例えば九州にいる生物とは生き方が違うものですから、中に持っている機能というものも全然違うわけですよね。そういう意味で、沖縄県にいるものはちょっと特性が違いますと。この前、新聞に載っていましたけれども、例えば石油をつくると、あれは炭化水素をつくるという生物ですけれども一いっぱいいますけれども、沖縄県にいる株は、つくる能力が高いという特性がある。要するに、いろいろな同じような生物がどこにもいますけれども、沖縄県にいるものは数も多くて、そういう機能も少し強いものが多いというのが沖縄県の微生物の特徴かと、今は言われてはいます。
- **〇吉田勝廣委員** この微生物を研究することによって、バイオ産業と結びついたり、あるいは医薬品とかいろいろなものに結びついて、それを製品化させて、沖縄県の将来につなげようという戦略を持っているということですか。
- **〇下地寛文化環境部長** そのような戦略で、今進めています。

○吉田勝廣委員 なぜそう言うかというと、僕は国立大学法人鹿児島大学で10 何年前かな、例えばEM菌だとか風土菌とかいろいろあったけれどね。いかにこれを肥料とかに分解して生かすかということで、ちょっと鹿児島大学の先生に聞いたものだから。そうすると、例えばその風土菌と言われるものが、例えば今これは亜熱帯という場合と、熱帯という場合とフィリピンであれ、あちこちの海もいっぱいあるわけだから、そういう中で、沖縄県の持つ微生物を今から抽出して、その微生物がどう役立つかを今から始める。それから、例えば根路銘国昭氏もいますが、こういういろいろな勉強をされている方、要するにこれまで微生物の研究をして、今成功しているのがよくEM菌と言われているものだと思う。そのEM菌も、農林水産部に言わせれば、分析すると役に立たないのではないかとかという表現をする部分もある。だから、そういうことからすると、沖縄県にとって、この微生物の研究をしたことによって、バイオに生かすーそれを今から抽出してそれを生かすということであれば、どうかそういうものをつくって補助金を出すとか、何とか生かすような努力をしようとしているのか見えないわけ、僕には。

○下地寛文化環境部長 これは、五、六年前から物すごく集中的に取り組んでいるんです。これは産学連携というイメージなのですけれども、大学と県、それから企業も交えて、先ほど話しした1万何千の株を収集してしっかり調べて、5000幾つぐらいかはデータベースをつくってあると。そのデータベースの中には、何という物質があって、この物質はどうも一例えばですけれども、抗がん作用になるような機能を持っているということを書いて、それを沖縄県の企業にオープンにしてこれを使って、何か製品をつくりませんかというようなイメージなんですね。これまでも、ウコンであるとか、ノニとかいろいろなもので、その生物資源というものは既に資料に出ているものもありますけれども、そういった常にいろいろな機能を持ったものをデータベース化して、常に県内の企業にどうか使ってくださいと、逆に言えば、別の本土の企業でもいいですけれども、沖縄県の資源を使って何か製品をつくって売ってくださいと、そのかわり、その特許とかも取っておりますので、そういう意味で、沖縄県にとっては特許料が非常にプラスであるということで、このデータベースというものはできているんですね。

○吉田勝廣委員 その大体のベースは、バンクとして預けているわけですか。

- 〇下地寛文化環境部長 そうです。
- ○當山眞市委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化環境部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。 説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。 休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當山眞市委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議)

○當山眞市委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第14号議案指定管理者の指定についての採決を行いますが、その前 に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

- **○嘉陽宗儀委員** 乙第14号議案についていろいろ質疑しましたけれども、よく わからない会社なので、賛成するわけにはいきません。
- ○當山眞市委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇當山眞市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第14号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

## ○當山眞市委員長 挙手多数であります。

よって、乙第14号議案は可決されました。

次に、乙第10号議案から乙第13号議案まで、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第23号議案までの議決議案8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第13号議案まで、乙第15号議案及び乙第21号議案から乙第23号議案までの議決議案8件は可決されました。

次に、甲第2号議案及び甲第5号議案の予算議案2件を採決いたします。 お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案及び甲第5号議案の予算議案2件は原案のとおり可決されました。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

#### ○當山眞市委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決 することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。 先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情67件とお手元 に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件 として議長に申し入れたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情第203号道路維持管理費に係る財源確保に関する 陳情に関し、議員提出議案として意見書を提出するかどうかについて御協議を お願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書を提出するかどうか及び文案・提出方法等について 協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書を提出すること で意見の一致を見た。)

# ○當山眞市委員長 再開いたします。

議員提出議案としての直轄国道の維持管理の充実等を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# ○當山眞市委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山眞市